

目次

1. 事業実施概要

2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査

2-1. スイス

2-2. ドイツ

2-3. 英国

2-4. フランス

2-5. EU

2-6. (参考) 北欧諸国

3. 食料・生産資材の輸入及び備蓄に関する調査

3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果

3-2. 各国の主要品目（食料・生産資材）の輸入に関する調査

本事業では、参考事例として北欧諸国（デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン）についても一部調査を実施した。本節では以下の項目について記載する

- ① 各国不測時対応における食料安全保障法制度の概要
- ② 各国の個別取組・論点に係る概況調査
 - ②-1. ノルウェーにおける備蓄制度の現状
 - ②-2. フィンランドにおける備蓄に関する官民共同組織
 - ②-3. デンマークにおける危機管理組織

北欧諸国（デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン）における食料安全保障法制に関する概要について、以下の通り一覧表に整理した (1/2)

比較項目	調査対象各国の概況			
	デンマーク 	フィンランド 	ノルウェー 	スウェーデン 
食料安全保障に関する基本的な考え方に関する調査	法律、政策共に食品の安全性・衛生機能の強化に焦点を当てており、食料安保（備蓄・貿易規制）に関する記載はなし	- 食料自給率向上より、貿易依存が高い中で輸入ネットワークの確保・食品産業のサプライチェーン信頼性向上や円滑な機能・官民連携を重視 - 食料安全保障は供給保障の一分野としての位置づけ - 不測時を想定した国家緊急備蓄も中心戦略の一つである	- 食料安全保障におけるリスクは比較的低いと分析されているものの、改善について議論されている - 不測時に備えた穀物の備蓄を再開することを強調、再開に向けた提案や議論が進行中	- 国防委員会（The Defense Committee）は不測時の備えとして民間又は国家の備蓄を再開することを強調 - 供給確保のためには平時・不測時問わず官民連携が重要であると認知、今後より強固にしていこう姿勢を表明 3か月以上非常事態が続く場合の国内生産の向上にも言及
根拠法令	緊急事態管理法（“The Emergency Management Act”）（2009）	- 供給保障法（1992） - 供給の安全確保の目的についての政府の決定（2018）	- 供給及び民間防衛上の施策に関する法律（供給法）（1992） - 経済準備法（2011）	配給法（1978:268）
(a) 不測時の定義・発動条件（トリガー）	緊急事態管理法に基づいてNational Crisis Management Planにて定義されている複数省庁で対応必須となった事態が生じている場合（自然災害・軍事事態等）	「防衛事態法(State of Defense Act（1083/1991））」に定義される事態が生じ、公的機関の通常の権限によってその事態を処理できなくなった場合（輸入途絶・軍事事態・大災害）	戦争、戦争のおそれ又は生産性若しくは供給の流れを停止する、若しくは妨害する可能性のある、その他の異常な緊急事態時	「総合防衛に関する議会決議（Total Defense Resolution）の前提条件に示された条件に該当すること（戦時中等）
(b) 不測時の体制	- 防衛省（Ministry of Defence） - 危機管理庁（Danish Emergency Management Agency） - その他関連省庁	国家緊急供給庁（National Emergency Supply Agency）	- 農業食糧庁（Norwegian Ministry of Agriculture and Food） - 漁業省（Norwegian Ministry of Fisheries and Coastal Affairs） - 貿易・産業・漁業省（Ministry of Trade, Industry, and Fisheries）	- 農業庁（Swedish Board of Agriculture） - 農村地域省（Swedish Ministry for Rural Affairs） - 食料庁（Swedish National Food Agency/ Livsmedelsverket） - 防衛省（Ministry of Defence） - 市民緊急事態庁（Myndigheten för samhällsskydd och beredskap）
(c) 不測時における政府権限	食料品に限らず、関係する省庁を招集し事態に対応する	- 国家評議会は決議の上以下の権限を有す ①物資の輸出入の監督及び管理②物資の生産及び流通の監督並びに管理③賃金の監督及び管理④価格及び手数料の監督並び管理⑤強制的な労働力供給体制の賦課	- 国王が「供給及び民間防衛上の施策に関する法律（供給法）」に基づき規定を交付し、政府や自治体は国王による既定の交付に基づき公的機関に下記の規則発布可能 ①物資・インフラサービスの引き渡し②配給券の発行・配布・処理・保管・授与③生産者・商業者の生産・販売・輸送・貯蔵能力における情報開示義務④物資の調達及び貯蔵の義務⑤保障、報酬、違反に対する罰則	- 議会決議に基づいて農業庁が食糧や生産資材の備蓄・食糧生産・流通・非常事態における対応計画の策定・実行を担う - 議会は配給法に基づいて食料供給の優先順位を決定・配給の実施 ※現在食料安全保障（供給保障）を目的とした食料備蓄はない（スウェーデンFOILレポート）

北欧諸国（デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン）における食料安全保障法制に関する概要について、以下の通り一覧表に整理した (2/2)

比較項目	調査対象各国の概況			
	デンマーク 	フィンランド 	ノルウェー 	スウェーデン 
(d) 平時における政府権限（例：民間在庫情報の入手権限等）	▶ 緊急時を予測した計画の策定・調査の実施 ▶ 関連省庁（国家警察等）の演習の実施	▶ 緊急時の準備対応として以下を定めている①法律及び政府による管理、②緊急事態対応計画、③備蓄、④情報システム及び電力のバックアップ並びに能力の維持、⑤コンピューター緊急事態対応チームの活動、⑥二国間協定及び多国間協定	▶ 「土地法（The Land Act）」に基づき農地を他の用途に用いることを禁止 ▶ 地方自治体等は緊急事態に備えた計画を策定する助言をする	▶ 政府としての備蓄（穀物、輸入に頼っている食料等）の推奨 ▶ 民間企業の災害対策（主にサプライチェーン）の推奨 ▶ 供給元（民間企業）における確保の合意
(e) 民間事業者等に対する予算・補償措置（備蓄支援を除く）	▶ —（明記なし）	▶ 食料等の供給保障に関する準備としての措置を有す①収穫期一期分の不作のカバー②必需食料品の国内生産③一人一日2,800キロカロリーのエネルギー需要の充足④生産及び消費の管理能力	▶ ※2014年に備蓄義務はなくなったものの、2023年2月のプロポーザルでは政府による備蓄再開を検討する動きが進められている	▶ —（明記なし）
(f) 民間事業者等に対する予算以外（税制等）の措置（備蓄支援を除く）	▶ 危機管理庁による計画策定・啓蒙活動 ▶ 緊急事態における情報提供	▶ —（明記なし）	▶ 市民準備局による各家庭向けの備蓄に関するパンフレット作成 ▶ 緊急時の情報提供に関するHP設立	▶ —（明記なし）
(g) 民間の役割・位置付け	▶ —（明記なし）	▶ 政府に委任された企業が契約に基づいて穀物備蓄の保管・更新に責任を負う（企業の運営の一部として倉庫の活用が可能） ▶ 一般家庭における消費期限の長い製品の保管の推奨	▶ ※2014年に備蓄制度が廃止されるまで政府が備蓄の管理等を担っていたが、一部民間に委託する動きが出ている	▶ 各個人による1週間の備蓄が推奨されている
(h) 過去の発動事例（発動理由・背景、具体的対応策）	▶ —（※防衛省・DEMAの公式文書・プレスリリースでの公表は確認できなかった）	▶ 2022年、供給保障法（1992）に基づき、国家緊急供給庁が種子の備蓄放出を実施した事例あり	▶ —（※政策レポート・ノルウェー政府の公式文書・プレスリリースでの公表は確認できなかった）	▶ —（※スウェーデン農村地域省及び農業庁、食糧庁、防衛省の公式文書やプレスリリースでは、関連情報は確認できなかった）
(i) その他の特記事項	▶ —	▶ ウクライナ情勢を踏まえたNATO加盟 ▶ 2022年ロシア情勢を踏まえてIEAの呼びかけにより燃料緊急備蓄放出 ▶ ポストコロナにおける供給確保シナリオの一部として食料安全保障強化についての検討の実施	▶ 新型コロナパンデミック・インフレに対応するための食料安保のための国家予算増額（小規模農家・サステナブルな農業、等の予算）	▶ ウクライナ情勢を踏まえたサプライチェーンの強化 ▶ 2022年ロシア情勢を踏まえてIEAの呼びかけにより燃料緊急備蓄放出

ノルウェーでは現在備蓄義務はない。一方不測時における供給法令が存在し、この中で政府要請に応じた民間企業の情報開示義務等の官民連携体制について規定されている

経済準備法 (næringsberedskapsloven) (2011)

* 仮訳



事業準備法 (事業準備法)

日にち	ACT-2011-12-16-65
省	産業水産省
施行期	LOV 2021.05.07-34から 01.06.2021
発効	2012年1月1日
変化	LAW-1956-12-14-7
廃止された	2011年12月16日15:40
更新された	2022.03.25 (ユニバーサル デザインに適合したリスト内の切替点)
短いタイトル	事業準備法

章の概要:

- 第1章 導入規定 (§ 5 1 ~ 5)
- 第2章 規制規定 (§ 5 6 ~ 7)
- 第3章 特別措置の決定 (§ 5 8 ~ 10)
- 第4章 地方自治体および地域当局の役割、国家監督 (§ 5 11 - 12)
- 第5章 共通規定 (§ 5 13 ~ 18)
- 第6章 行政上の制裁および処罰 (§ 5 19 ~ 22)
- 第7章 その他の法律の発効および改正 (§ 5 23 ~ 24)

第一章 導入規定 (§§ 1~5)

第一条 (法の目的) この法の目的は、供給へのアクセスを強化することにより、危機による供給関連の影響を是正することです。公的機関と貿易業者との協力を通じて、商品とサービスの必要な優先順位付けと再分配を確保する

第二条 (法の範囲) この法律は、戦争中、戦争の脅威、戦争に似た状況下および平時において、ノルウェーにおける物品やサービスへのアクセスに重大な影響を与える危機に対する協力ルーチンおよび特別措置の準備および実施における公的機関と事業者の関係を規制している

第二章 規制規定 (§§ 6~7)

第六条 (規制) 需要ショック、供給不足のリスク、または国民のニーズ、軍隊のニーズ、ノルウェーの同盟国軍のニーズ、または物品やサービスに関連する国際義務が満たされることを保証する物流上の失敗のリスクがある場合、国王は、以下に関してさらなる規定を設けることができる

(a) 物品の再分配、保管および引き渡し、サービスの履行、ならびにその準備および参加規制措置を含む、輸出入、物品の流通および物品およびサービスの販売の優先順位の割り当て

(b) 貿易業者が特定の目的のために商品を送達または生産したり、サービスを提供したりする義務

(c) 事業者に対する一時使用のための資産や不動産を明け渡す義務

(d) 以下を含む可能な限りの文書情報の提供義務：在庫、車両、生産、売上高、輸送と保管、物流、会計などに関する情報

(e) 企業等が商品やサービスへのアクセスの不足に対処するための効率的な解決策を見つけるために公的機関と協力する事業者に対する義務

(f) 企業等が供給の安全性に関する分析作業および調査を実施または実施することに貢献する義務

(g) 企業、貿易組織または団体が、危機下における商品およびサービスへのアクセスを確保するために創設された、または創設中の特別団体に参加する義務

(h) 事業者に対する危機管理に関する訓練その他の訓練の計画及び実施の義務

(i) 事業者に対する特別措置を正当化する事情の通知義務

(j) 事業者に対する特別措置の企画、準備及び実施、又は特別措置の企画、準備及び実施に貢献する義務

第三章 特別措置の決定 (§§ 8~10)

第四章 地方自治体及び地域当局の役割、国家監督 (§§ 11~12)

第五章 共通規定 (§§ 13~18)

第六章 行政上の制裁及び処罰 (§§ 19~22)

第七章 その他の法律の発効および改正 (§§ 23~24)

※一部抜粋

ノルウェーにおける備蓄政策（穀物）の改廃の経緯について整理した。現在国家備蓄は廃止されているが、近年は緊急時に向けた備蓄の推奨・予算化提案が行われている

Machine Translated by Google

Contingency storage of food grains

Different approaches to the establishment of contingency storage of food grains

Report No. 31/2022 15
June 2022



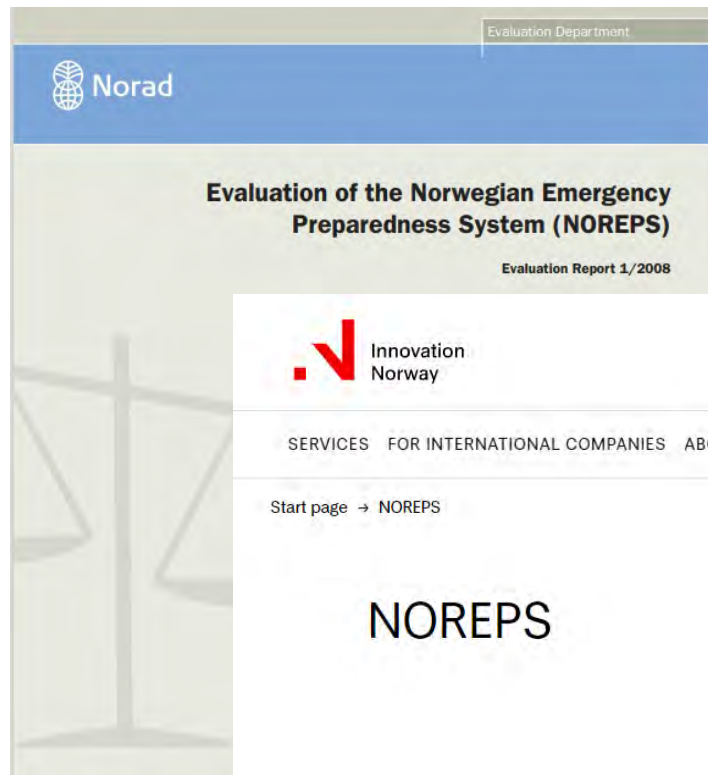
Landbruksdirektoratet
Ernæringsdirektoratet

- ▶ ノルウェー農業食料省（LMD）が農業総局（下位組織）に対して求めた穀物の緊急保管施設の設置について調査のレポート
- ▶ 2023年のレポートでは運用方法についても提案しているが、それに至った基礎資料の位置づけ

*仮訳

- 1928年に、国の穀物供給に関する法律（穀物法）によって、Statens kornforretningen（コーンフォレットニンゲン）が設立された。この法律の目的は、穀物の効率的な販売と供給を確保することであった。背景には、第一次世界大戦中の物資の確保の欠如があった。同法律では、ノルウェーの穀物生産量を増やす責任と独占輸入権に加えて、穀物製品の保管を確保する任務が与えられた。貯蔵の目的は、国内の収穫物と合わせて、1年分の需要に対応する十分な穀物製品を確保するだった。
- 1960年代初頭、サイロの拡張により、食料穀物の平均在庫は20万トンで、通常の消費量の約7か月分に相当した。
- 1968年から穀物法が改正され、ストーティング（議会）が緊急貯蔵に関するガイドラインを提供するようになった。
- 1969年、ストーティングは、戦時中の7ヶ月消費に相当する28万トンに相当する食糧穀物を保管すべきであると決定した（St.prp no. 113, (1968-69)）。
- 1977年、政府は農業、穀物、濃縮穀物における緊急貯蔵に関する報告書議会に提出し、緊急政策の新しい目標が概説されました（St.meld no. 43, (1976-1977)）。1970年代初頭の世界市場での穀物不足により、外部からの供給の遮断による戦争シナリオ以外のリスク要因が明らかになり、緊急備蓄の範囲は、年明けに計算される通常の穀物の1年分の消費量に設定されるべきであると決定された。
- 1980年代の終わり頃から1990年代にかけて、危機に対する理解が変化した。その評価は、危機の通知期間が大幅に長くなったと同時に、ノルウェーが外部からの供給を遮断される可能性はもはや考える必要がないというものだったが穀物の備蓄は全体的な栄養および食料供給政策の一環として継続することが推奨された（St.meld no. 48, (1993-1994)）。
- 2000年7月1日より、保有規模要件（備蓄）は廃止された。これは、1999年から2002年までの民間準備活動と開発に関する Storting Main（議会）ガイドラインの報告書（St.prp no. 1, (1999年から2000年））に基づいている。
- 2003年の予算処理に関連して緊急備蓄は中止された（St.prp no. 1 (2002-2003)）。しかし、2004年1月1日から、オフォーテン/ヴェステローレン北部のベーカリー産業向けに、小麦粉の20日分の消費量に相当する小麦粉の限定保管取り決めが実施された
- 2014年に小麦粉の公的在庫を伴う制度は完全に廃止された（提案1 S 補遺1, (2013-2014)）。
- 2015年政府や予算案でNorwegian Institute for Agricultural Economic Research（NILF）に対して調査を求めたが、調査結果は食料穀物供給システムを脅かす可能性のある危機が発生する可能性は低いと、食料穀物分野で危機への備えを確立する理由はないと結論付けた。しかし、議会では大多数が政府に対し、社会保障の観点の一部として食料生産、食料供給、備えを含めたリスクと脆弱性の分析を作成するよう求めた。2017年にはDirectorate for Community Security and Emergency Preparedness（DSB）による調査レポートが提出された。この調査の中でも特筆したリスクは検出されなかった
- 2019年2月、市場規制当局のNorske Felleskjøpは、「ノルウェーにおける穀物の緊急保管のニーズと機会」というレポートを発行した（Norske Felleskjøp SA, 2019年）。彼らは、危機時に穀物貿易が機能するという信頼が弱まり、当局の責任には穀物の緊急保管が含まれるという政治的理解が高まったと考えていた。彼らは、必要なインフラと穀物に対する国の予算をつけて、沿岸施設で主に輸入食用小麦を保管し、運営については入札に応じて民間事業者に委託するという解決策を提案した
- 2023年2月、農業総局が作成した不測時に向けた穀物備蓄に関するレポートを踏まえた、穀物の備蓄に係るスキームが提案された。

【参考】ノルウェーは1991年から国際的な人道支援のための備蓄や供給を行うNOREPSという官民連携ネットワークを有していたが、同ウェブサイトによると現在は廃止されている



- ▶ NOREPSは1991年の湾岸戦争をきっかけにMinistry of Foreign Affairs（外務省）により発足した人道支援対応システム（官民連携ネットワーク）であり、以下の団体から構成される
 - ▶ ノルウェー関連省庁
 - ▶ ノルウェー赤十字社
 - ▶ NGO
 - ▶ 20社程度の民間企業
- ▶ Innovation Norwayが全般的なサポートを実施している
- ▶ NOREPSの役割
 - ▶ 備蓄品または現物寄付による物品管理、NOREPSのカタログには、合計 12 社の商業サプライヤーによる救済市場向けの 75 種類の製品が含まれる。製品はすべて NOREPSによって検査
 - ▶ 緊急スタッフ（救急隊員）名簿システム、NORSTAFF（および地域別のバリエーション）
 - ▶ 必要な機器、設置、および必要に応じてそれらを管理するスタッフによって構成されるサービス パッケージ
- ▶ NOREPSのメンバーは備蓄を義務付けられている

Please note that the NOREPS network has been discontinued.
(NOREPSネットワークは廃止されました)

- NOREPSは1991年の湾岸戦争をきっかけにMinistry of Foreign Affairs（外務省）により発足した人道支援対応システム（官民連携ネットワーク）として備蓄品等に係る取組を行っていたが、現在は廃止されている



フィンランドの不測時における供給に係る法令は「供給保障法」及びその下位法令である政府決定（2018）にておいて規定される

供給保障法(Laki huoltovarmuuden turvaamisesta)（1992）

目次		*仮訳
18.12.1992/1390		
本法の目的と目的	1. この法律の目的は、緊急事態および同等の深刻な混乱が発生した場合に、国民の生活、国の経済および国防(供給の安全)に必要な経済的機能および関連する技術システムを保護することである。	
国家緊急備蓄	2. あらゆる状況において供給の安定を確保するためには、商品の生産並びに生産、流通、消費及び対外貿易の管理のために十分な準備ができ、維持されなければならない。 政府は、人口の最低限のニーズ、不可欠な経済生活、国防を考慮して、準備のレベルを定義する供給の安全保障に関する一般的な目標を設定する。	
供給の安全を担当する当局	3. 国民の生活、事業活動、国防を支える生産に必要な原材料や製品、フィンランドの供給の安全に関する国際条約上の義務に必要な原材料や製品については、国家の緊急備蓄が確保されている。 政府は備蓄の試運転を決定する。 原油及び石油製品の有価証券は、期限内に、かつ、発生する可能性のある供給問題を緩和する条件の下で、最終利用者及び市場に流通させ、効果的に交付することができるように配置されなければならない。国家緊急供給庁は、供給の安全が確保されるような方法で、緊急備蓄が利用可能であり、かつ物理的にアクセス可能であることを保証するものとする。	
6 5	供給の安全を担当する当局	
セクション 8 a	6. 国家緊急供給庁の任務は以下	
セクション 8 b	1)供給の安全保障に関連する問題で行政と企業との協力を発展させる。	
セクション 8 c	2)供給の安全確保に不可欠な技術システムの機能を確保する	
セクション 8 d	3)必要な物品・サービスの生産及び軍事国防を支える生産を確保する	
セクション 8 e	4)義務的およびセキュリティ備蓄を管理する	
9 5	5)1で言及された目的を達成し、フィンランドの国際条約上の義務を果たすために必要な材料を州の緊急備蓄に維持する	
10 5	6)ガス供給の安全を確保するための措置に規定されているように、および規則(EU)No1に従って、国の管轄当局に課せられたタスクを実行する。	
供給の資金調達の安全性	供給の安全を確保するために必要な国家緊急供給機関の他の任務に関する規定は、政令によって発行される場合がある。	
11 5	供給の資金調達の安全性	
セクション 12 a	12. 国家緊急供給基金の資本金は、緊急在庫の商品、未投資資産、その他の資産、および国家緊急供給庁の債権で構成されている。備蓄品の供給から生じる利益または損失は、国家緊急供給基金の資本の変更として考慮される。 政府が中央政府の緊急在庫を廃止または削減することを決定した場合、国家緊急供給基金の資本またはその削減に対応するその一部は、国家予算の収入として認識されなければならない。	
13 5		
14 5		
15 5		
雑則		
16 5		
17 5		
セクション 17 a		
18 5		
改正法の発効と適用:		
29.12.1994/1527:		
18.12.1995/1632:		
2.9.2005/688:		
11.4.2008/225:		
8.11.2013/765:		
18.9.2015/1226:		
3.6.2016/419:		
16.2.2023/172:		
出所) FINLEX (法令データベース) < https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1992/19921390 >		
雑則		
※一部抜粋		

供給の安全確保の目的についての政府決定（2018）

	*仮訳
1. 社会安全保障戦略における供給の確保	
2. 供給の安全を確保するための原則	
3. 供給の安全保障に関する国家目標	
4. 供給安全保障の国際的、ヨーロッパ的、グローバルな側面	
5. 重要インフラの保護	
5.1 デジタル社会	
5.2 金融サービスとシステム	
5.3 物流ネットワークとサービス	
5.4 メディア	
6. エネルギー部門への備え	
7. 重要な生産とサービスの確保	
7.1 給水	
7.2 産業	
7.3 インフラの建設と保守	
7.4 食料供給	
十分に機能する食糧供給は社会の重要な機能である。国内一次生産の汎用性、重要な投入物、十分な範囲が確保される。国内の食料供給にも輸入原材料と投入物が必要である。政府は、共通の農業政策と国内措置がフィンランドの農業の運営条件を可能にし、供給の安全保障の観点から十分に自給自足の国内一次生産を確保するように、欧州連合の農業政策に影響を与える。 フィンランドで運営されている食品産業と柔軟な食料品の供給は、深刻な混乱や例外的な状況が発生した場合に市場の運営条件を確保することによって確保される。食料供給は、原材料生産、エネルギー供給、情報システム、通信ネットワークとサービス、支払い交通システム、国内および国際輸送、給水サービスなど、供給のセキュリティに不可欠な他の機能に依存している。 特別な開発目標は、一次生産から小売までの食品ロジスティクスの運用信頼性の開発である。予測不能な大規模な自然現象、異常気象、環境事故が国内の食料供給に与える影響を、供給の安定対策の観点から検討する。 国内供給を確保するために、穀物は深刻な混乱や例外的な状況の場合に備えて州の緊急在庫に保管され、国内で入手可能な量は人間の消費の少なくとも6か月の平均消費量に対応する。種子、飼料タンパク質、および一次生産を確実にするためのその他の重要な投入物の備蓄がされている。十分な財源が植物育種と品種維持に割り当てられる。地域および地方自治体は、深刻な混乱や緊急事態が発生した場合に責任を負うフードサービスの継続性を確保する。主要なフードサービスプロバイダーは、供給組織のセキュリティの支援を受けて継続性管理を開発している。 食料品および食品供給の重要なビジネスアイデアは、当局が企業および貿易事業者と協力して、市場の運営条件、ならびに資源の使用および事業者の指導を確実にすることである。農林省は、経済雇用省と協力して、深刻な混乱や例外的な状況における供給の確保に適した方法で、資源と一次生産投入物の使用、食料の生産と供給を操縦する準備ができています。	
7.5 医療、社会福祉及び製薬サービス	
7.6 廃棄物管理	
8. 軍事防衛を支える国家能力基盤、技術、生産、サービス	
9. 供給活動の資金調達とセキュリティの開発	
10. 発効	
※一部抜粋	
出所) FINLEX (法令データベース) < https://www.finlex.fi/fi/laki/alkup/2018/20181048 >	

フィンランドは国家緊急供給庁（NESA）が供給確保及び備蓄を管轄。備蓄は政府と民間企業の契約により実施される。なお、不測時対応は省庁連携体制により実施（次頁参照）



Security of supply in Finland

Overview of security of supply

Threats

Objectives

Authorities in the Finnish security of supply system

Methods and tools

Public-private partnership

Continuity management

* 仮訳

国家緊急供給庁（NESA）概要

- 国家緊急供給庁（NESA）は、経済雇用省傘下の組織であり、供給の安全保障の開発および維持に関する計画および運営措置を任務としている。また、不測時において他の当局や民間部門と協力する。
- 主な業務として、①国家緊急備蓄、安全保障備蓄、強制备蓄の維持に関する実務的な取り決めを監督②必要不可欠な技術システムの機能性を確保し、重要な商品やサービスの生産を保護③国際情勢を監視し、外国の当局や機関との連絡を維持
- 国家緊急供給庁は法律（供給保障法）で明文化（**the Act on the Measures Necessary to Secure Security of Supply (1390/1992)**）されており、関連する法律によって目的が予算が決定されている。
- 国家緊急供給庁は備蓄品を所有していない。その代わりに、**備蓄に含まれる製品が企業の通常業務の一環として流通することを保証するために、備蓄される物品の数量が関連企業と合意される。**

出所）フィンランド国家緊急供給庁HP <<https://www.huoltovarmuuskeskus.fi/en/security-of-supply>>



フィンランド供給確保・備蓄制度概要

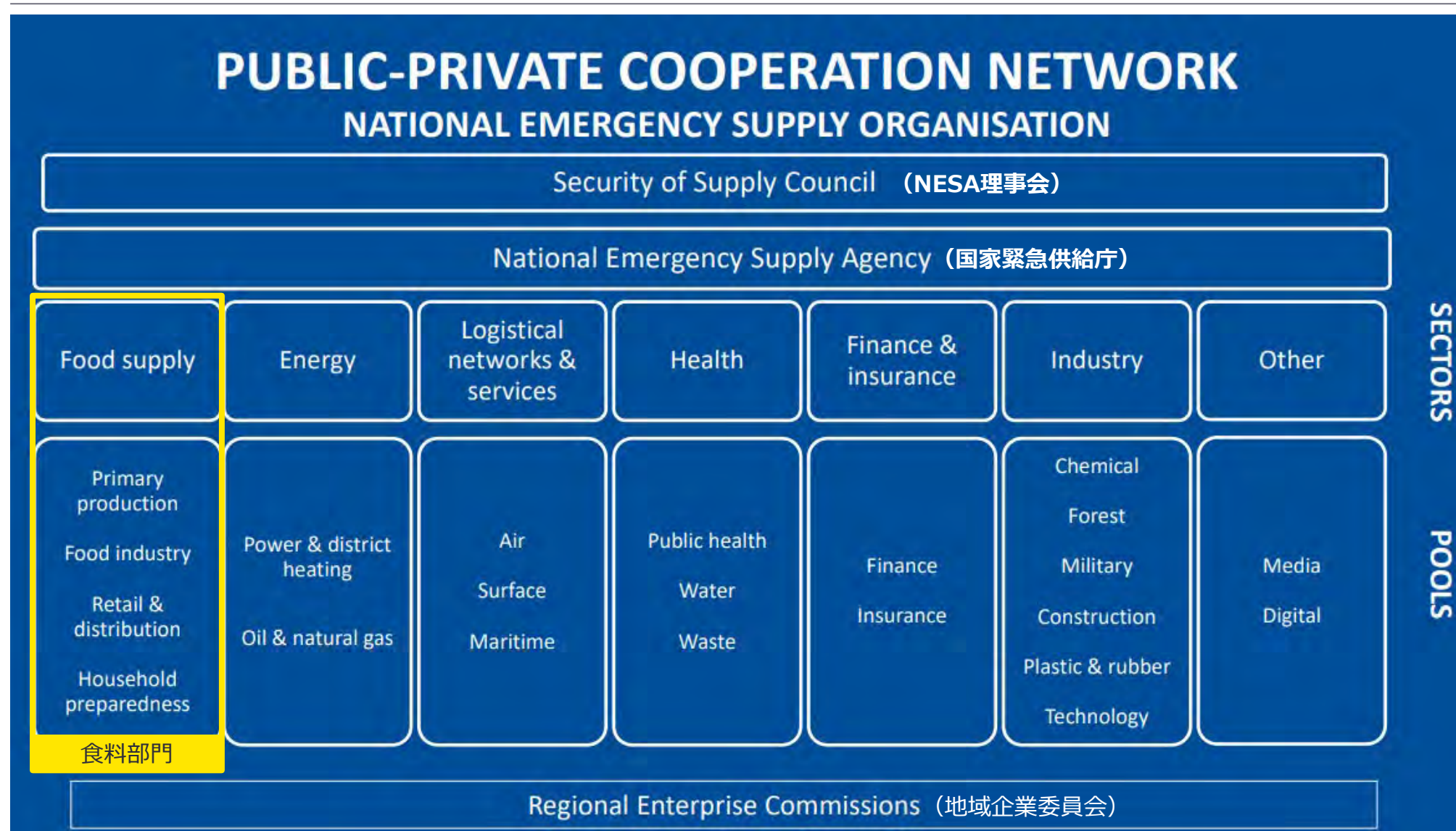
- ▶ 供給準備の確保に関する法律により、供給準備センター（Centralen）が認可されている。このセンターはフィンランド労働産業省傘下の機関で、国家予算からではなく、輸入エネルギー原料に対する税を財源としており、その税額は基金に積み立てられている。州の代表者が過半数を占める理事会には、ビジネス界の代表者も加わり、センターの活動を主導している。ビジネス部門の代表者が供給緊急事態評議会の議長を務め、取締役会にビジネス代表者を提案し、パートナーとの連絡を維持および発展させ、供給緊急事態の状況を監視し、対策の提案を行う。センターと企業との連携グループは、理事会が任命した専門家を中心に、さまざまな業界や個別企業の対策を確実にやっている。
- ▶ 国家は締結された契約に基づいて保管されている穀物を正式に所有しているが、当事者はいつでも合意された量の穀物を在庫している限り、自由に穀物を処分することができる。このように倉庫は事業活動に組み込まれているため、特定のロットで構成されているのではなく、穀物バランスの一部となっている。フィンランドのサイロの所有権構造は、このシステムの柔軟性に貢献している。Suomen Viljava のサイロの容量は通常の作物の約 50% であり、穀物市場の関係者は、自社のサイロの容量を使用するだけでなく、そこから保管スペースを借りることも可能となっている。

出所）ノルウェー政府HP <<https://www.regjeringen.no/no/dokumenter/beredskapslagring-av-matkonr/id2922307/>>



【参考】不測時対応については、国家緊急供給庁（NESA）の統括の下、セクター別の官民連携体制により実施。食料部門はそれを構成するセクターの一つに位置づけられている

NESAが統括する不測時対応に係る官民連携体制図



【参考】フィンランドにおける備蓄に関する官民共同組織・備蓄については、“EU緊急事態計画”（2021）の中で、以下の通り言及されている

EU緊急時対応計画（COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT）（2021）

*仮訳



食料供給と食料安全保障を確保するための緊急時確保計画 (Commission Staff Working Document)

- ▶ フィンランドの地理的状況（緯度60度を超えると、生育期が短く、春の遅霜や収穫前の早霜の可能性があり、港の海が凍ると物流が困難になる可能性がある）と地政学的状況（フィンランドと直接国境を接する・冷戦中のソ連）が戦略的食糧備蓄を保持する主な理由である。
- ▶ フィンランドでは、戦略的食料備蓄の保持が官民協力で組織されている。これらの埋蔵量は主に、人間の消費用の高品質穀物、飼料穀物、飼料タンパク質、すべての穀物および主要飼料作物の種子の製粉に重点を置いています。調理済み食品については、備蓄は行っていない。穀物商品については2～6か月分の備蓄が行われる。
- ▶ 国家緊急供給庁（NESA）が保管されている穀物を所有している。登録企業（穀物会社または製粉所）は、NESA との契約に基づいて、穀物の保管と更新を担当する。最小量と品質、更新頻度は契約の一部となっている。
- ▶ これに関連した課題としては、製粉品質が毎年得られないことが挙げられるが、これはリサイクルの障害でもあり、在庫使用率の高さによる市場混乱の可能性や店舗のリサイクルの可能性もある。また、物流の混乱（海上輸送と内陸輸送）が問題になる可能性があり、状況の変化により、どの製品をどれだけ保管するかを決定することが困難になる可能性もある。なお、地元で栽培されたタンパク質作物や種子は現在この制度には含まれておらず、農家は現在保管に参加していない。

（中略）

- ▶ フィンランドでは、穀物（通常は小麦とライ麦）の在庫は6か月分の消費量に相当するが、種子の在庫は翌年の播種を確保するために保管されており、一部の備蓄も飼料用に利用されている。
- ▶ また、フィンランドと英国では、国民に対し、賞味期限の長い製品を保管することが一般的に推奨されている。

【参考】フィンランドにおける備蓄・供給に係る法令等の一覧を公開情報より整理した

年	法令	備考
1982	▶ The Protection Act/Security Stockpiling Act (970/1982)	▶ —
1991	▶ 防衛事態法：State of Defence Act(1083/1991) ▶ 緊急事態準備法：Emergency Act (1080/1991)	▶ —
1992	▶ 供給保障法：Act on the Measures necessary to secure security of supply/ Act on Safeguarding Security of Supply (1390/1992)	▶ 同法に基づいて供給準備センターが認可されている ▶ 政府から備蓄穀物を委託された民間企業は、政府で定められた備蓄の量を確保する限りにおいては、穀物の商用販売も可。また、備蓄倉庫の商用利用も可（緊急時に放出さえできれば商業活動における利用を妨げないという考え方）
1994	▶ Act on Compulsory Stockpiles of Imported Fuels (1070/1994) ▶ Act on excise duty on liquid fuel (1472/1994)	▶ 燃料の備蓄に関する法令
1996	▶ Act on excise duty on electricity and certain fuels (1260/1996)	▶ 電力・燃料に関する法令（不測時の備えの一環）
2008	▶ Act on Compulsory Stockpiling of Medicinal Products/ Act on the Emergency Stockpiling of Pharmaceuticals (979/2008)	▶ 国家緊急供給庁が関与しないが備蓄を定める法令
2010	▶ Security Strategy for Society, Government Decision in principle (16.12.2010)	▶ —
2011	▶ 緊急事態法：Emergency Powers Act (1552/2011) ▶ 救助法：Rescue Act (379/2011)	▶ —
2013	▶ The Government's decision on the goals of supply Security (857/2013) ▶ Government Regulation on protective storage program (552/2013)	▶ —
2018	▶ Government Decree on the National Emergency Supply Agency/ Government Decision on the Objectives of Security of Supply (1048/2018)	▶ 1992年の供給法における必要な措置に関する法律に基づいた決定事項

出所) “2016 Finnish Institute of International Affairs レポート”、“2019 Emergency stockpiling – a knowledge overview on emergency stockpiling as a tool for increased security of supply in Sweden”、“2022ノルウェー貿易産業省レポートEmergency Storage for food Grains” 等よりEY作成

デンマークは不測時対応として、省庁横断の内閣直属の国家危機管理システムを構築。食品関連の危機対応体制についても、同システムに組み込まれている（次頁参照）

- ▶ なお、緊急事態管理法（2009）では、関連省庁による緊急事態管理計画の提出及び防衛省による計画の調整を規定している。
（上記の調整については、防衛省傘下のDanish Emergency Management Agency（DEMA）に授權されている）

デンマークにおける国家危機管理システムの体制図



- ▶ **The Government Security Committee:** 内閣総理大臣（議長）と財務大臣、外務大臣、法務大臣、国防大臣で構成
- ▶ **The Senior Officials Security Committee:** 上記5省の常任秘書官とデンマーク国防情報局（DDIS）およびデンマーク安全保障情報局（DSIS）の長官で構成
- ▶ **The International Operational Staff (IOS):** 外務省（議長）、首相官邸、法務省、国防省、保健省、国家警察、DEMA、デンマーク保健当局および国防軍で構成されるが、必要に応じて他の当局、旅行業界、保険業界の代表者も臨時で参加する
- ▶ **Group of Policy Directors:** 関連省庁の高官からなる調整グループ
- ▶ **The National Operational Staff (NOST):** デンマーク国家警察（議長）、デンマーク緊急事態管理庁（DEMA）、デンマーク保健局、国防軍司令部、DSIS、DDIS、外務省、重要物資庁、デンマーク民間航空・鉄道局で構成
- ▶ **12 Local Operational Staff:** 警察管区（議長）、DEMA、自宅警備隊、地域、自治体メンバーで構成。臨時参加者には、公共交通機関や公共事業のプロバイダーも含まれる
- ▶ **Local Incident Command:** 地元の警察、消防、救助、健康対策のインシデント指揮官で構成

出所）EU“European Civil Protection and Humanitarian Aid Operations- Denmark”<https://civil-protection-humanitarian-aid.ec.europa.eu/what/civil-protection/national-disaster-management-system/denmark_en>

（参考）緊急事態管理法（2009）における民間部門の緊急事態関連規定

第5部 民間部門における緊急事態管理計画等

* 仮訳・一部抜粋

第24条 各大臣は、それぞれその領域内において、戦争行為を含む事故や大災害が発生した場合の社会機能の維持・継続を計画し、軍隊に対する支援を提供する。

(2) 国防大臣は、(1)の民間部門の緊急事態管理に関する計画を調整し、当局に助言を与える。防衛大臣は、計画のうち他の当局に委ねられていない部分を実施する。

第25条 地方自治体議会は、地方自治体の緊急事態管理に関する全体的な計画を作成するものとする。この計画は、地方自治体議会において採択される。

(2) 地方議会は、地域の緊急事態管理に関する全体的な計画を作成する。この計画は、地方議会が会議で採択する。

(3) (1)および(2)の計画は、開発によって必要とされる範囲内で改訂されなければならないが、少なくとも各地方自治体および地域の選挙期間中に1回は改訂されなければならない。

(4) 計画およびその改訂版は、デンマーク危機管理庁に提出する。

第26条 国防大臣は、第25条に記載された計画の作成に関する指針を定めるものとする。27. 各大臣は、第25条(1)および(2)を参照し、地域および地方自治体の緊急事態管理計画に関する指針を、それぞれの地域内で定めるものとする。

第28条 当該大臣は、公的機関並びに公的及び私的な企業及び機関に対し、市民部門の緊急事態管理に該当する業務の計画又は実施における援助を提供するよう指示することができる。

(2) 主務大臣は、公共部門における緊急事態管理に該当する業務に関して必要とされる場合には、公共及び民間の企業及び機関に対し、その通常の業務の範囲内において、物品、役務、生産手段等に関する特別の措置をとるべきことを指示することができる。

(3) (1)又は(2)に従ってこのような指示が行われる前に、国からの補償の問題を含め、指示の範囲及びその実施のための具体的な規定に関する問題について、企業若しくは機関又はそれらの組織と交渉を行わなければならない（(4)参照）。

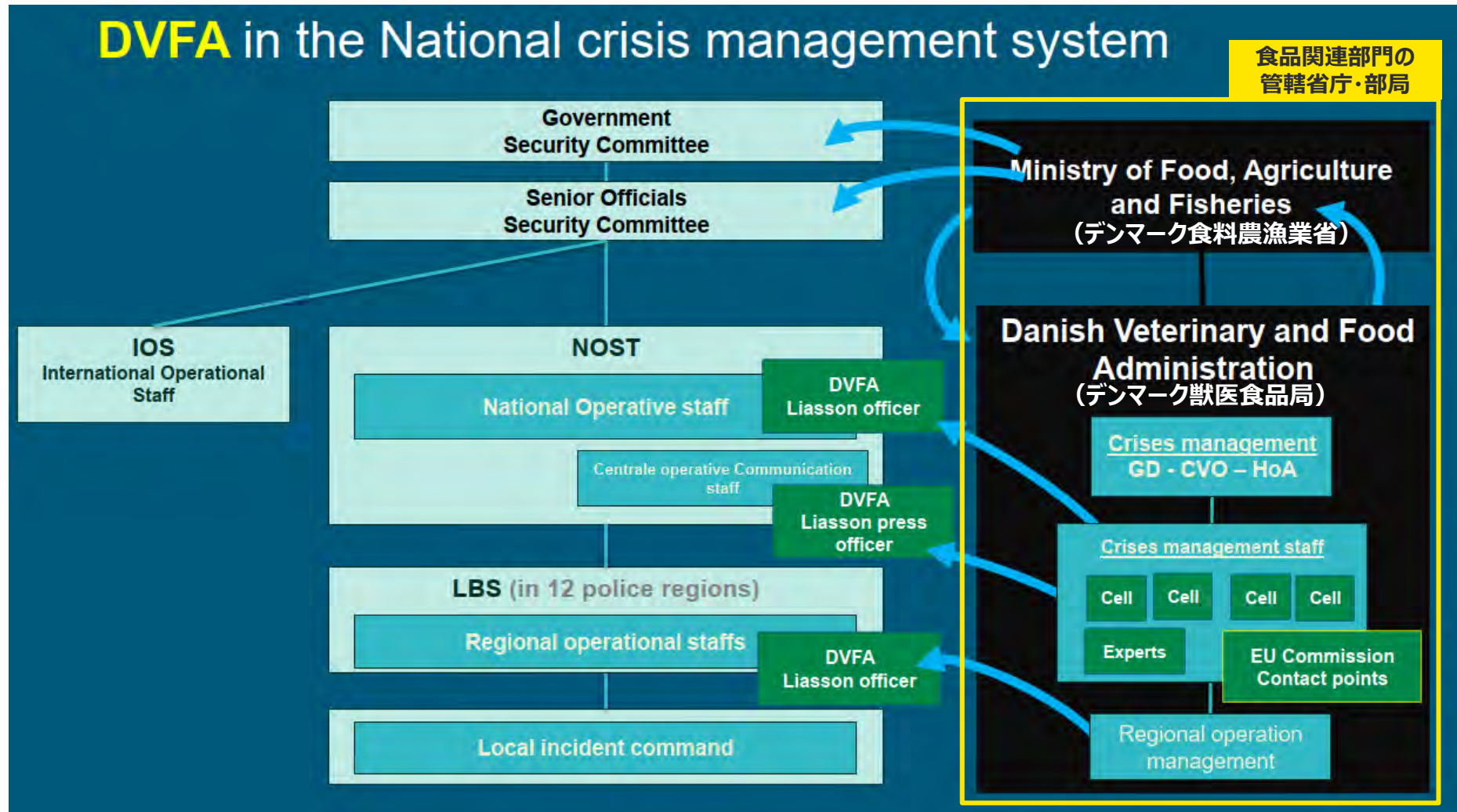
(4) (1)または(2)に従って行われた指示が企業または機関に経済的損失を生じさせた場合、国はデンマーク法の一般規則に従って損害賠償責任を負う。指示の実施に関連する費用が当該商品またはサービスの価格に含まれることによって賄われる場合には、損害賠償を請求することはできない。当該企業または機関は、それによって、同じ産業内の他の企業よりも不利な立場に置かれてはならない。

(5) 円満な合意がない場合、損害賠償は、国防大臣の定める規則に従って決定される。

出所）The Emergency Management Act 2009 <https://civil-protection-humanitarian-aid.ec.europa.eu/system/files/2023-01/The%20Emergency%20Management%20Act%20of%20Denmark_2009.pdf>



前頁の国家危機管理システムにおいて、食品関連の危機対応については農林水産省傘下の獣医食品局（DVFA）が管轄し、同システムとは下図の通り連動している



※デンマーク獣医食品局（DVFA）は、主に以下のリスク対応を管轄する局

- ▶ 動物の健康、動物福祉および獣医学
- ▶ 食品と飼料の安全性
- ▶ 食中毒および化学物質汚染 等

【参考】デンマークは国家危機管理システムの取組の一環として、隔年でシミュレーション演習及び首相への報告を実施している。但し、シミュレーション演習の範囲については非公表

デンマークにおける不測時を想定した演習

*仮訳



食料供給と食料安全保障を確保するための緊急時確保計画 (Commission Staff Working Document)

- ▶ デンマークの食料安全保障危機管理計画は、あらゆるタイプの事件に適用される、より一般的な国家危機管理システムの一部である。危機管理システムは、中央当局による協調的な対応を必要とする異常事態が発生した場合に発動される。その体制は、国、地域、地方レベルの多くの職員や機関を含む包括的なネットワークである。準備態勢と危機管理の一般原則には、部門責任、協力、予防措置、補完性、類似性（危機発生時にも危機のない時と同じ作業方法を適用すること）が含まれる。
- ▶ デンマークの危機管理組織の枠組みは、迅速かつ効果的な意思決定を確実にするために、状況の概観を確立・維持し、すべてのレベル（国、地域、地方）における積極的な協力と効率的な調整を確保し、一般市民に情報と指示を提供する。COVID-19では、この体制が有効であることが証明された。
- ▶ また、この枠組みは、動物の健康と福祉、あるいは食品安全のリスクに定期的に利用されている。動物の健康と福祉、あるいは食品安全にとってその価値が証明された重要な要素は、利害関係者（企業組織、NGO、産業界、その他の当局）との対話と関係である。組織のどのレベルでも計画を発動することができ、1時間以内に回答を得ることができる。ネットワーク・アプローチは、国家緊急事態計画をピアツーピアの交流に基づき、ステークホルダーや業界団体と連携して全体的な視野を含み、心ある展望（「責めず、学ぶ」）に基づいている。対応は的を絞ったものであり、画一的なアプローチではない。
- ▶ デンマークは隔年でシミュレーションを実施している。シミュレーションのシナリオは、科学的にもっともらしいシナリオのカatalogから選ばれる。各省庁は特にこの訓練に力を入れている。学習点に関する報告書は首相に送られ、その後、国の危機管理システムに組み込まれる。

目次

1. 事業実施概要

2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査

2-1. スイス

2-2. ドイツ

2-3. 英国

2-4. フランス

2-5. EU

2-6. (参考) 北欧諸国

3. 食料・生産資材の輸入及び備蓄に関する調査

3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果

3-2. 各国の主要品目（食料・生産資材）の輸入に関する調査

本事業の調査対象国・地域における備蓄関連の政策について下表の通り整理した

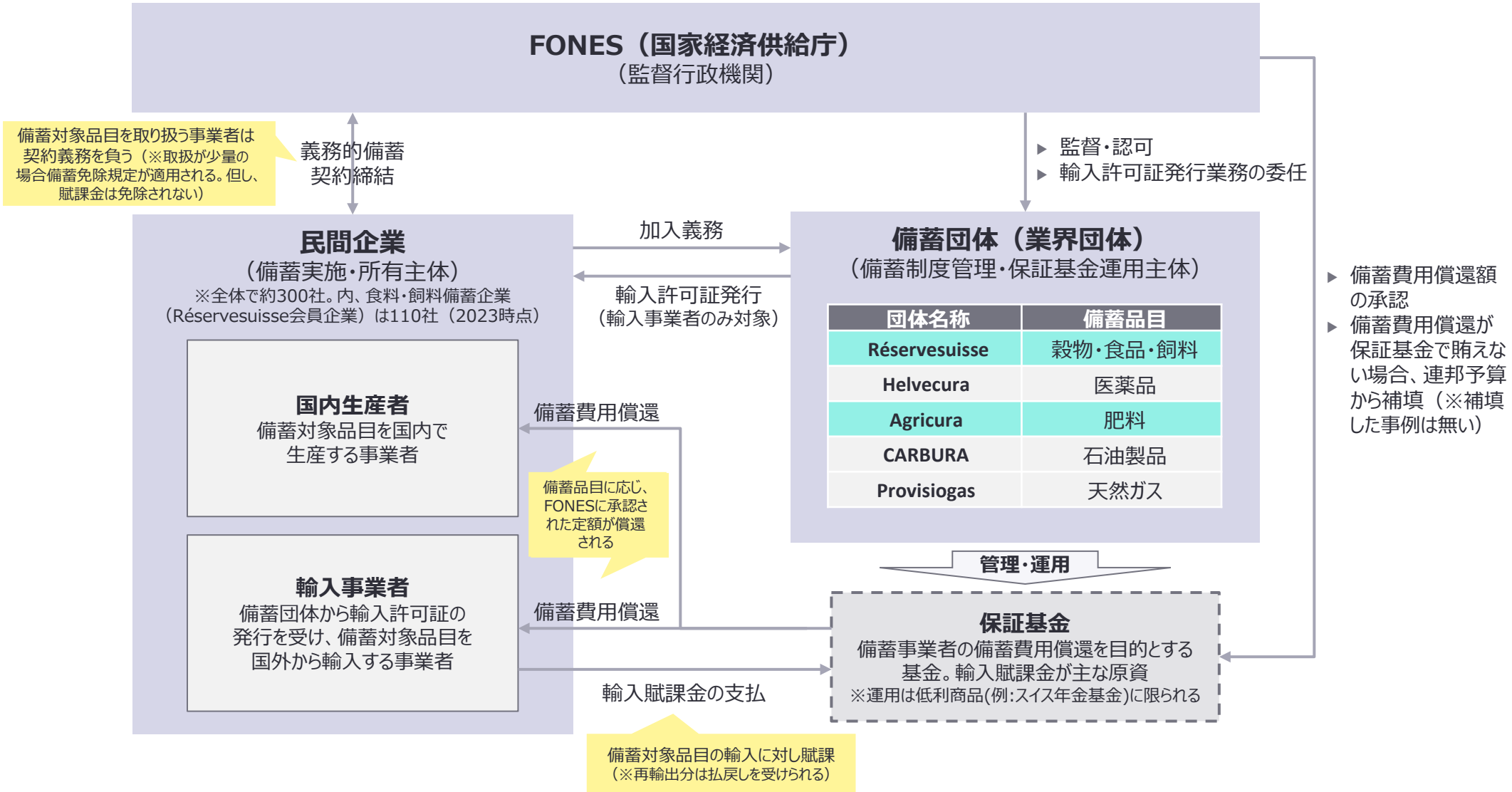
		 スイス	 ドイツ	 英国	 フランス	 デンマーク	 フィンランド	 ノルウェー	 スウェーデン
不測時対応の食料備蓄の有無		○	○	×	×	×	○	△ (公的備蓄は廃止)	△ (水・医薬品・燃料等のみ)
根拠法		国家経済供給法	— (連邦予算措置として実施)	N/A	N/A	N/A	供給保障法	N/A	食料備蓄は実施せず
所管省庁		連邦経済教育研究省 (EAER) / 連邦経済供給庁 (FONES)	連邦食料・農業省 (BMEL) / 連邦食料農業局 (BLE)	N/A	N/A	N/A	国家緊急供給庁 (National Emergency Supply Agency)		
備蓄主体	政府	×	○	N/A	N/A	N/A	×	— (※2023年の農業総局レポート中で、政府保有・民間倉庫保管委託という形式の備蓄が提案されている)	
	民間	○	△ (一部品目のみ連邦政府委託として実施)	N/A	N/A	N/A	○		
備蓄内容	対象品目	公開 (次頁参照)	公開 (次頁参照)	N/A	N/A	N/A	公開 (次頁参照)	—	公開 (次頁参照)
	備蓄量	公開 (次頁参照)	(一部公開)	N/A	N/A	N/A	公開 (次頁参照)	—	非公開
備考		▶ FONESが民間企業と義務的備蓄契約を締結 ▶ 備蓄関連費用は備蓄団体の運用する保証基金から償還	▶ 穀物・豆類は連邦政府が買上げ・備蓄を実施 ▶ コンデンスミルクは連邦政府が民間企業に備蓄を委託を実施 ▶ 上記はいずれも入札制	—	—	—	▶ 政府との委任契約により、民間企業が自社倉庫で備蓄を行う形式 ▶ ※過去のスウェーデンの備蓄制度をモデルに導入	▶ 2014年に備蓄制度を廃止 ▶ 2023年に穀物備蓄再開が提案（フィンランドに倣って備蓄再開を検討中とのこと）	▶ 食料品における備蓄再開の議論あり

備蓄制度を有する国について、詳細内容を下表の通り整理した

※なお、スウェーデンは非食品の備蓄のみ実施しており参考事例として記載

	 スイス	 ドイツ	 フィンランド	 スウェーデン
根拠法	国家経済供給法	— (連邦予算措置として実施)	供給保障法	— (※品目別に規定あり)
主管省庁	連邦経済教育研究省（EAER）/ 連邦経済供給庁（FONES）	連邦食料・農業省（BMEL）/ 連邦食料・農業局（BLE）	国家緊急供給庁（National Emergency Supply Agency）	防衛省 / 市民緊急事態庁 (※緊急時における供給を担う)
備蓄主体	▶ 民間企業 (FONESと義務的備蓄契約を締結し、備蓄団体に加盟)	▶ 連邦備蓄：連邦政府 ▶ 民間緊急備蓄：民間企業（入札制度で連邦政府と契約） ※いずれもBLEが実施主体であり運営に大きな差異はない	▶ 政府（国家緊急供給庁）との委託契約により、民間企業が自社倉庫で穀物備蓄を行う形式	▶ 医薬品：政府備蓄 ▶ 飲料水：自治体備蓄 ▶ 燃料：民間事業者（備蓄を義務付け）
備蓄品目	▶ 食品：コメ、食用油、小麦、砂糖、コーヒー ▶ 資材等：飼料、窒素肥料、種子(菜種) ※2022追加	▶ 連邦備蓄：パン用穀物（小麦、ライ麦）、オーツ麦 ▶ 民間緊急備蓄：米、豆類（エンドウ豆とレンズ豆）、コンデンスミルク	▶ 穀物：小麦、オーツ麦、ライ麦、大麦 ▶ その他：焙煎していないコーヒー豆、砂糖、塩、等（※“Statsrådets förordning om skyddsutplagringsprogram, 2018”に対象品目一覧が規定されている）	▶ —（食料備蓄なし） ※その他は飲料水、医薬品、燃料
備蓄量	▶ コメ、食用油、小麦：4か月 ▶ 砂糖、コーヒー：3か月 ▶ 飼料：2か月 ▶ 窒素肥料：1作期の必要量の1/3	▶ 連邦備蓄：非公表（数日～数週間分との概算） ▶ 民間緊急備蓄：国民に少なくとも1日1食の食事を提供できる水準	▶ 穀物：9か月分約（計27万トン：内、小麦50%、オーツ麦30%、ライ麦20%、大麦約1%）	▶ —（明記なし）
費用負担等	▶ 民間備蓄団体が運用し、加盟企業の賦課金からなる保証基金から備蓄費用を償還（同基金から補填できない分は連邦政府が補填）	▶ 連邦政府予算	▶ NESAの運用する国家緊急供給基金から負担（但し、電力・エネルギー価格に上乗せされるemergency supply contributionが同基金に補填される）	▶ 医薬品：政府負担 ▶ 飲料水：自治体負担 ▶ 燃料：消費者負担（市場価格転嫁）
その他	▶ 緊急時の水・電力供給確保は州が実施	▶ 州と連邦農業省の共同サイトで個人備蓄の推奨・個人向け食品別の必須熱量計算表の提供	▶ 一般家庭における消費期限の長い製品の保管の推奨	▶ 食料品については、各個人による1週間の備蓄が推奨されている

スイスの備蓄実施体制は下図の通り。備蓄品目取扱事業者はFONESとの契約及び備蓄団体加盟義務を負う。備蓄費用は主に加盟企業への賦課金から成る基金から償還される

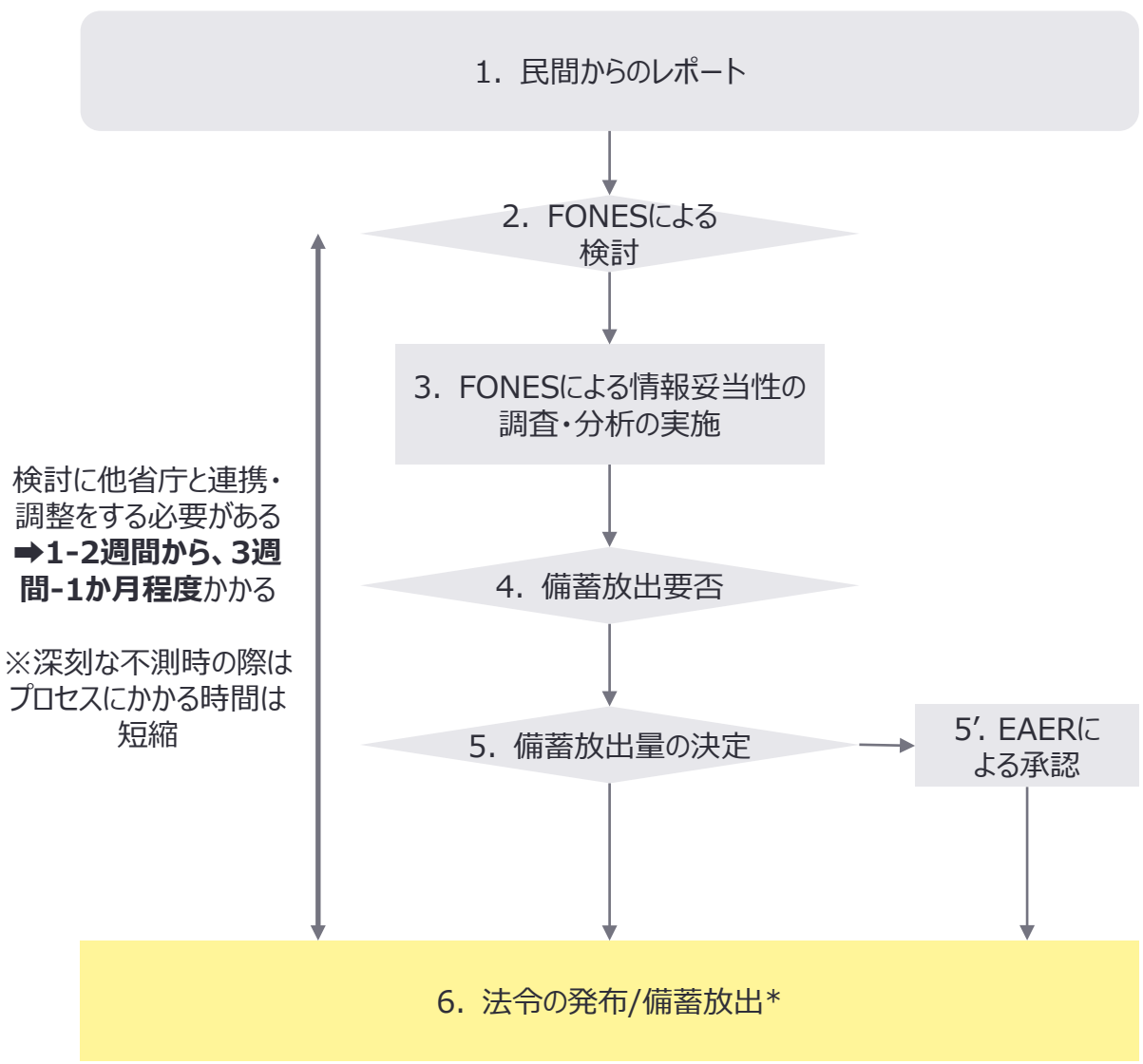


出所） FONES, Réserve Suisseヒアリング等を基にEY作成

※上図は特にRéserve Suisseに関するもの。一方、肥料備蓄団体のAgricura については、窒素肥料の国産事業者がないため、国内生産者・輸入事業者を区別せず、国内での販売量に応じて一律に賦課金を課している（Agricuraへの書面聞き取りより）

不測時における義務的備蓄の放出に係るオペレーションは下図に示す通り

（参考） 備蓄放出に係るオペレーションのフローチャート



1. 民間企業よりNES民間部門（各セクターのエキスパート）へのレポート及びFONESにレポートが行われる
2. FONESとして備蓄放出の要否・放出量等を検討
3. 状況を把握するためにFONESが初期の情報収集及び分析を実施する（以下プロセス）
 - ・ 民間企業に対する情報提供を要請
 - ・ 必要に応じ、適宜関連部門（FOAGやAgroscope）に協力を要請
 - ・ その他パブリックデータを活用して意思決定プロセスを実施
 - ・ FONESにはNESからも専門家が40-50人程度常駐しているため、協力要請・オペレーション実施についても要請可能、またインダストリー専門家等とのコンサルテーションも実施できる体制が構築されている
4. 備蓄放出の要否・備蓄放出に向けた法令整備への動きが決定される
5. 備蓄総量の20%未満であればFONESが独自に備蓄放出することが可能
※20%以上の備蓄放出が必要な場合はEAERによる承認が必要（5'）
6. 備蓄放出に係る法令の発布と備蓄放出
※備蓄放出を許可する下位法令であり、施行された場合にも実際の放出実施はFONESの判断による（*）

【備蓄義務免除要件：①食料・飼料】NESAは食品関連の民間企業に備蓄義務を課している一方で、小規模事業者については備蓄義務の対象外と規定している

国家経済供給法（NESA）

第8条 契約締結の義務

- 1 項 必需品を輸入し、生産し、加工し又は流通上初めて持ち込む者は、契約を締結する義務を負う。
- 2 項 連邦参事会は、契約締結の義務を負う企業の範囲を決定する。
- 3 項 連邦経済供給庁は、**供給の安全にごく僅かな寄与しかできないと見込まれる企業を契約締結の義務から免除することができる**

①“食料品及び飼料の備蓄の強制に関する命令”における公表基準

附属書5-3

- ▶ 3.1 穀物暦年で以下のような人は、強制保管契約の締結義務が免除されます：
 - ▶ 輸入業者として、附属書5-1に従い、2000トン未満の商品を輸入する
 - ▶ 製粉業者として、附属書5-1に基づき、800トン未満の商品を市場に流通させる
- ▶ 3.2 エネルギー及びタンパク質の運搬者ある者は、暦年あたり、以下の場合、強制備蓄協定の締結義務を免除されるものとする：
 - ▶ 輸入業者として、附属書5-2に従って 4000トン未満の商品を輸入する
 - ▶ 加工業者として、附属書5-1に従い、10,000トン未満の商品を市場に流通させる

備蓄義務の免除要件については、備蓄対象品目の取扱重量ベースでの基準が下位法令に示されている

②“Réservesuisse”規約

第3条 会員資格の取得

- ▶ 1 項 商業登記簿に記載されたすべての自然人、法人および商業会社で、国民経済供給に関する規則の意味における必須商品の輸入、取引、生産または加工に商業的に従事している、または従事しようとし、在庫維持義務（輸入許可を得る義務または商品を初めて流通させる義務）の対象となり、強制備蓄契約を締結した者は、レゼルヴスイスの会員として承認される。かつ、強制備蓄の契約を締結している。第8条第3項LVGに基づき契約締結の義務を免除された企業は、レゼルヴの会員になることはできない。
- ▶ 2 項 会員としての入会は、以下に基づいてレゼルヴゼ事務局が行うものとする： - 将来の強制株主からの書面による申請 - 強制備蓄契約（LVG第8条）の締結 - 入場料100スイスフランの支払い。確認書は、会員証とみなされるものとします。
- ▶ 3 項： 入会の拒否は、取締役会の責任となります（定款第22条第2項 letter.d）。定款のd）。

食料・飼料備蓄団体のReservesuisseでは、備蓄免除要件についてNESAの左記の基準に準拠。なお、同団体は会員リストを公表

→次頁参照



Réserve suisse（食品・飼料民間備蓄団体）加盟事業者の内訳は以下の通り

※なお、食品・肥料の備蓄免除要件は前頁の通り備蓄対象品目の取扱量で一律に決定され、事業規模等は考慮されない

“Réserve suisse”加盟事業者概要

業種（Factivaによる区分）	社数	最大事業者		最小事業者	
		売上（thou. USD）	従業員数（人）	売上（thou. USD）	従業員数（人）
スーパーマーケット/食料品店	3	25,166,453	86,393	916	4
農業	1	7,992,664	11,268	1,398	3
小粉/麦芽製品	29	6,582,678	13,486	1,864	N/A
食品	4	624,829	750	2,484	15
卸売業	2	496,815	3,000	2,709	5
砂糖	2	242,329	250	2,966	12
植物油	3	232,631	135	3,194	N/A
清涼飲料	3	90,556	89,140	7,097	31
コーヒー製品	1	39,089	N/A	7,322	N/A
食品/飲料卸売業者	14	23,911	170	9,342	50
非アルコール飲料/飲み物	3	15,337	80	9,609	400
チョコレート/菓子製造	2	9,818	N/A	15,337	80
ペットフード	12	7,322	N/A	39,089	N/A
複合小売	1	6,653	90	156,734	290
原材料農産物卸売業者	11	2,966	12	242,329	250
機械/産業用製品卸売業者	1	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
小売/卸売業	1	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
計	93	—	—	—	—

（参考）売上規模別の分布

売上（USD）	社数
10億以上	3
5億以上10億未満	1
1億以上5億未満	4
5000万以上1億未満	2
500万以上5000万未満	15
500万未満	7
N/A	61
計	93

※Reservesuisseウェブサイトに掲載の最新会員企業リストより作成。なお、Reservesuisseへのヒアリングによると、2023年8月現在で加盟企業は110社とのこと

【備蓄義務免除要件：②肥料】肥料備蓄義務の免除要件は下図の通り

※Agricura（肥料民間備蓄団体）は加盟企業リストを公表していない

“2017年5月10日肥料の保管の義務化等に関する条例”（肥料備蓄義務条例）

※仮訳

第2条 保管義務

1. 附表にリストされている肥料を輸入、製造、加工、または国内市場に初めて投入する者は、それらを保管する義務がある。
2. スイスの領土および関税接続地域は国内とみなされるが、関税除外地域ではない。
3. 暦年ごとに**保管の対象とならない者**：
 - a. 附表1に従って100 kg 未満の商品を初めて輸入、製造、加工、または国内市場に投入する者
 - b. 附表2に記載されている制限数量未満で初めて輸入、製造、加工、または国内市場に投入し、対応する強制保管契約から生じるものと同じ金銭的利益をAgricuraに提供することを約束する者
4. 連邦国家経済供給局（FONES）は、強制保管の対象となる者が、対応する強制保管契約から生じるものと同じ金銭的利益(*)をAgricuraに提供することを約束する場合、強制保管契約の締結を免除することができる。

*スイス国内での販売に係る賦課金を意味する

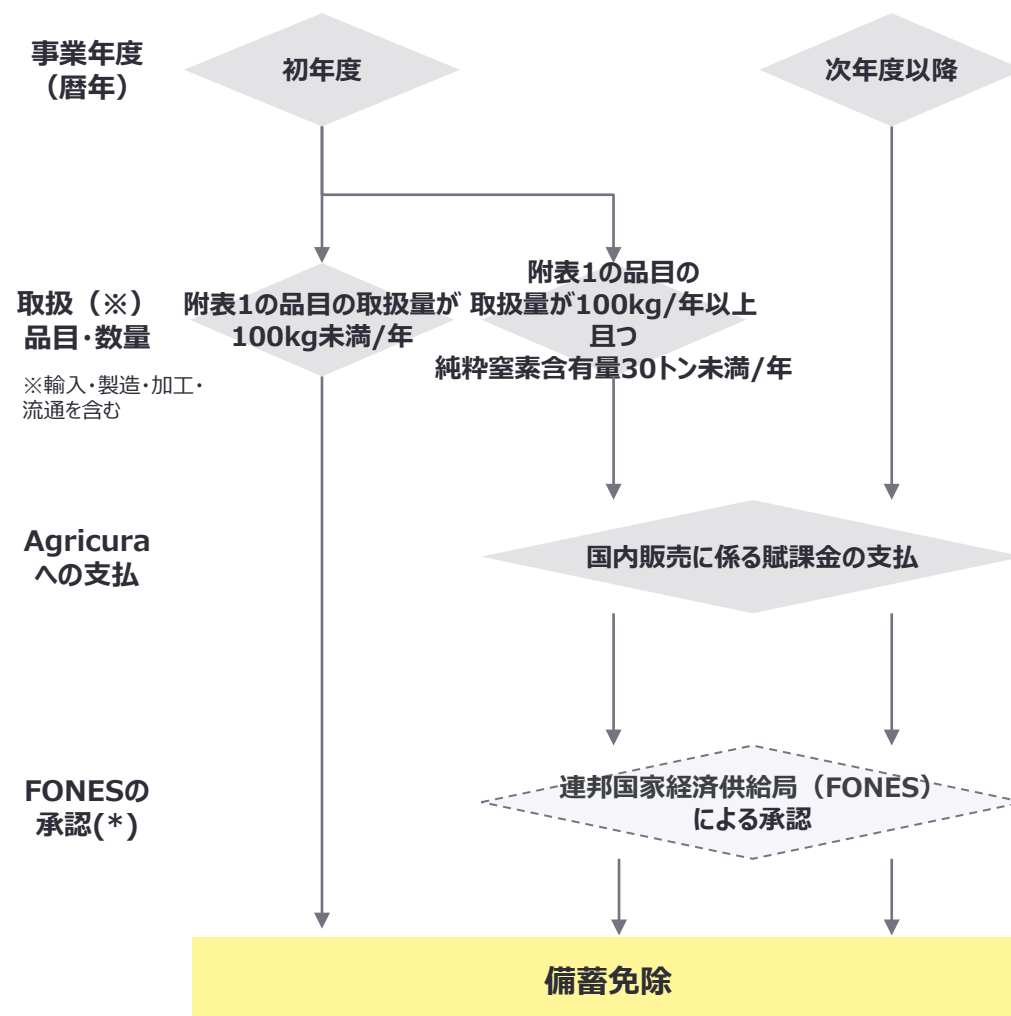
附表1：義務備蓄の対象となる肥料品目

HSコード	備蓄対象品
旧 2814.1000/2000	液化または肥料目的の溶液中のアンモニア
旧 2827.1000	肥料目的の塩化アンモニウム
旧 2834.2100	肥料用硝酸カリウム
旧 2834.2900	肥料用途の硝酸マグネシウム、硝酸カルシウム
3102.1000/9000	窒素肥料

附表2：義務備蓄契約締結基準数量

備蓄対象品	数量
附表1に記載の品目の内、右記数量の純粋窒素（Pure-N）を含むもの	30トン

（参考）義務的備蓄免除要件のフローチャート



*実態運用としては、判断はAgricuraに授權されているとのこと（Agricuraへの書面ヒアリングより）

備蓄に係る国民一人当たりの費用負担の内訳及び推移は以下の通り

備蓄対象品目・金額換算規模

区分	義務備蓄品目	金額規模 (百万スイスフラン)
食品	砂糖、米、食用油脂、穀物、コーヒー、炭水化物源、蛋白質源、窒素肥料	502
エネルギー	ガソリン、灯油、軽油、暖房油	2330
医薬品	ヒト用及び動物用抗生物質、ノイラミニダーゼ阻害剤、強力鎮痛剤及びオピエート、ワクチン	44
計	—	2876

区分	(参考) 補完的備蓄品目 (※)	金額規模 (百万スイスフラン)
食品	酵母の製造原料	—
エネルギー	ウラン燃料バンドル	—
医薬品	ノイラミニダーゼ阻害剤（スイスパック）、血液バッグ 呼吸用マスク	—
計	—	56

※義務備蓄品目ではないが、NES（国家経済供給）の権限・判断により、戦略的物資について個社と備蓄契約を締結した品目

義務備蓄に係るコスト負担の推移

年	総額 (百万スイスフラン)	一人当たり換算 (スイスフラン)
1995	307	43
2000	164	23
2005	126	17
2010	116	15
2015	105	13
2019	108	13

- 義務備蓄品目は過去25年間で合理化・削減化の動きがあり、一人当たり換算のコスト負担額は1995年の43CHFから13CHFまで減少。
- なお、コスト負担算出における内訳には、備蓄に係る管理コストの他、保障基金運用等の金融負担等も含むものとの注釈あり。
→ 備蓄コストの内訳及び算出方法の詳細については、Reservesuisseの公表する情報を次頁に記載した。

“Reservesuisse”は備蓄費用の償還率及び内訳について以下の通り公表している

※償還率は関連市場統計に基づき毎年再計算され、連邦国民経済供給局（FONES）の承認を経て決定される

義務備蓄に係る費用保障の内訳

内訳	概要
Financing costs	保管数量に対する投資資本（基準価格）を株主に補償
Storage costs	市場における倉庫スペースの慣習的なコストの補償
Manipulation	通常のライフサイクルの中で商品を健全に保つための措置に係るコストの補償
Transport costs	輸送費は、産品を加工地点まで輸送するコストの補償。 なお、穀物の輸送については、加工地点までの輸送とそうでない場合（加工を目的としない輸送）の場合で異なるコスト換算が適用される
Insurance	株主が必要な商品の保険契約にかかるコストを補償。
Weight and quality loss	通常のライフサイクルにおける商品の標準的な減価償却を補償。
Administration costs	強制株主としての株主の管理業務に係るコストを補償。

補償率の換算に際しては、以下の区分が存在：

- ・ バルク（サイロ、タンク）商品とパレット（パレット、大袋、コンテナ）商品の区別
- ・ 加工地点に直接関連する商品（「加工地点に関連する商品 - angebunden」）と、加工を目的としない商品（「加工地点に関連しない商品 - nicht angebunden」）の区別

2023年時点の補償レート

20 JAHRE : réservesuisse	Loose Silo, Tank	Linked to processor ¹	Palletised Big Bags, Container	Not linked to processor ¹
FOODSTUFFS				
SUGAR	4.2230		7.2435	
COFFEE	12.0620		13.1259	
EDIBLE OILS AND FATS	12.7078		19.3462	
RICE FOR HUMAN CONSUMPTION	14.0619		20.3194	
HARD/DURUM WHEAT FOR HUMAN CONSUMPTION	5.4144		6.9719	
SOFT WHEAT FOR HUMAN CONSUMPTION	5.1962		6.5783	
FEEDINGSTUFFS				
ENERGY CARRIERS FOR ANIMAL FEED	4.7331		5.7700	
PROTEIN CARRIERS FOR ANIMAL FEED	6.7951		10.7103	

¹ Cereals

in CHF excl. VAT, per 100kg/year

* Share of variable financing and insurance costs excluded



ドイツにおける備蓄制度について、BMEL及びBLEへのヒアリングより以下の通り取りまとめた（運用については、次頁に記載の備蓄制度の概要図を併せて参照）

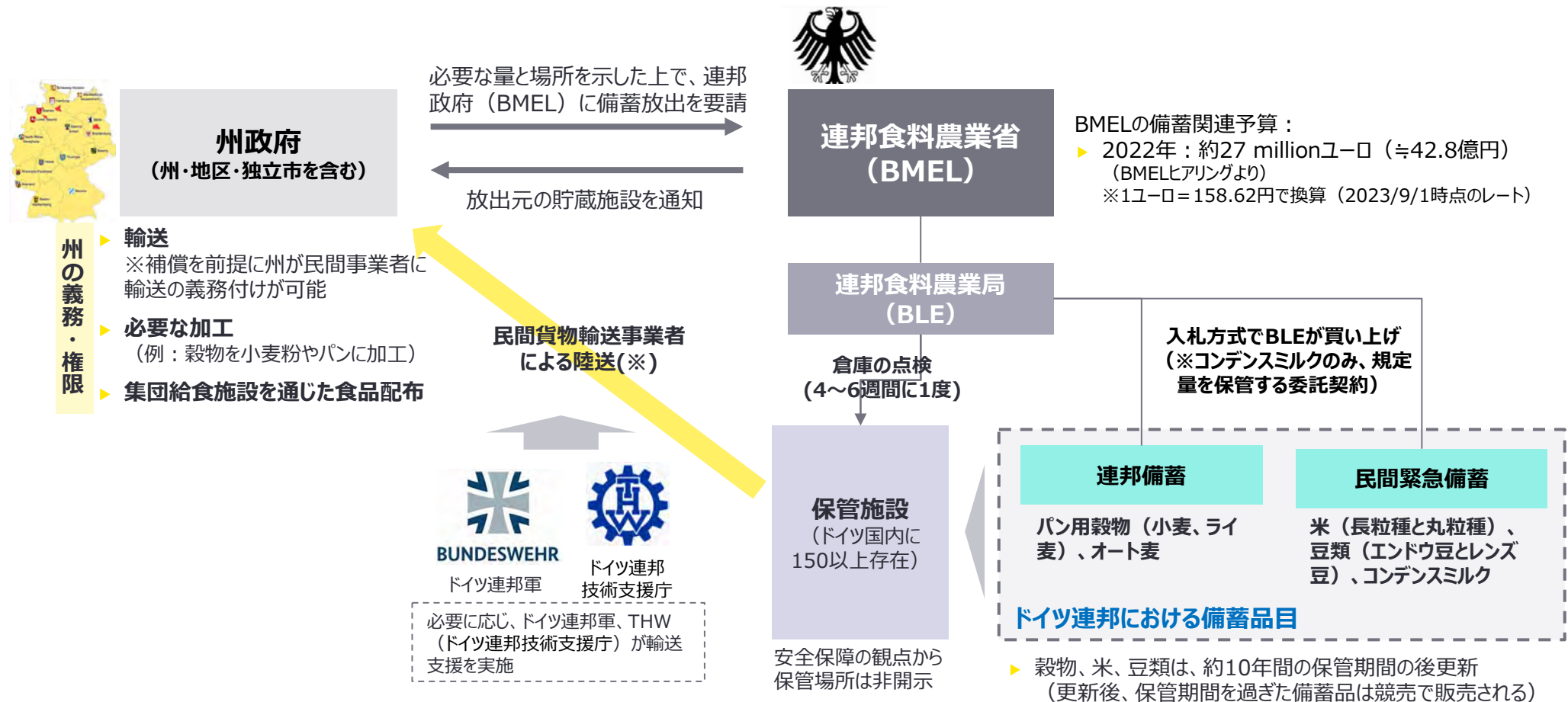
現行制度	▶ 法制度 ▶ 制度・放出について根拠法等は存在せず、連邦政府の政策として実施している（関連する下位法令等も存在しない） ▶ 実施主体・実施体制 ▶ 実施主体：連邦政府 ▶ 実施体制：備蓄品の輸送については州政府による実施との規定がある ▶ ESVG第8条には輸送に関して管轄当局からの支援を要請できる規定があり、必要に応じ連邦物流・移動局（BALM）からの支援が得られる ▶ 備蓄倉庫と加工工場は基本的に近接して配置。備蓄倉庫の所在地については連邦政府が決定し、州政府には知らされない ▶ 制度 ▶ 備蓄については、民間からの入札を行い、連邦政府が買い上げる形式。 ▶ 備蓄倉庫については、倉庫の運営元と契約し連邦政府が賃料（月次）を支払う（10年契約などの長期契約） ▶ 備蓄には「連邦備蓄」（穀物が主）と「民間緊急備蓄」の2種類があるが、いずれもBLEが実施主体であり、運営に差異はない。 ※コンデンスミルクについては民間企業が備蓄を実施していることを確認 ▶ コスト負担 ▶ 州政府（加工・輸送について負担） ▶ 備蓄量 ▶ 人口の必要量の数週間分（民間セクターによる食料供給確保までの橋渡しという目的のため、一時的な機能が担保されるようになるため数週間） ▶ なお、備蓄量は予算との兼ね合いも含めて決定される ▶ 予算 ▶ 2022年度は約27 millionユーロ（予算の内訳については公表されていない） ▶ 放出に関する事項 ▶ 備蓄の放出が必要な場合は、管轄省庁及び州政府がBMELに要請を行い、BMELの承認を経てBLEと連邦州が輸送を含むインプリを実施 ▶ 州レベルでの供給危機があった場合に備蓄放出がなされるが、明確な定量的的基準はない
最新の議論動向	▶ ドイツは食料自給率が高く、特に穀物・乳製品の自給率が高いためBLEとしては、現状の備蓄品目及び備蓄量（数日～数週間分）で十分と考えている。 ▶ 備蓄に関しては、EUとの議論などは特に行っていない。但し、ドイツ連邦としては、“ALANO”というプロジェクトが進行中（2022-2024年）であり、戦略的備蓄の最適化に関する研究が実施されている。（現時点では議論状況・結果などは公表していない。） ▶ 個別のプロジェクトとしてCOVID-19・ウクライナ危機等の以前から備蓄に関する調査は実施されてきたが、現状まで運用面で問題はなく、特に大きな変更はない。



3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果：ドイツにおける備蓄制度（2/4）

ドイツにおける備蓄制度の実施体制及び連邦・州の主な役割について、下図の通り整理した。備蓄は連邦政府が一元的に実施（“連邦備蓄”及び“民間緊急備蓄”）するが、備蓄放出に際しては輸送・加工・配給は州が実施する。なお、ドイツ国内における備蓄放出事例は無しとのこと

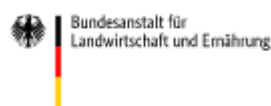
ドイツにおける備蓄制度の概要



関連情報

- ▶ **【備蓄の考え方】**
全国民への長期的供給を確保するアプローチではなく、供給危機の短期的ボトルネック解消を目的としている（供給量は一人当たり数日から数週間の範囲）
- ▶ **【備蓄放出事例】**
ドイツ国内における上記スキームでの備蓄放出事例は存在しない。なお、1999年、民間緊急備蓄の一部の数百トンの袋詰め品（レンズ豆、エンドウ豆、米）をコソボ難民向けに輸送。（ただし、連邦経済協力開発省による食糧援助の例外措置として実施）

【参考】連邦備蓄については、入札方式でBLE（連邦農業食料局）が民間事業者からの買取契約を締結している（入札関連情報は以下の通り公開されている）



民間緊急予備軍

連邦食糧農業省(BMEL)に代わって、BLEは米、豆類、コンデンスミルクを市民緊急備蓄(ZNR)に保管し、小麦、ライ麦、オート麦を「連邦穀物備蓄」に保管しています。



レンズ
ソース: ゼルボル - stock.adobe.com

コンデンスミルクを除いて、保管は商業店主が運営するホールで行われます。コンデンスミルクは、対応する商品の製造業者のいわゆる工場倉庫に保管されています。

選択された保管オブジェクトは、食品予防の使命から生じる特別な要件を満たしています。たとえば、一方では大都市圏の端にある小さな単位で保管が行われ、他方ではドイツ全土に分散するように注意が払われています。

現在の提案募集

BLEは不規則な間隔で、連邦準備制度のための小麦、ライ麦、オート麦、および民間緊急準備のための米と豆類の貯蔵のための契約を締結することを目的とした制限付き入札を実施します。

これらの入札に興味がある場合は、電子メール✉ navo-Lagerhaltung@ble.de でBLE-ユニット515-に連絡してください。

米と豆類

入札番号03/23/51への新しい招待状は、米と豆類の貯蔵を目的としています。

ヒント

この入札の入札(付録1)は、次の電子メールアドレスでのみリクエストできます✉ navo-Lagerhaltung@ble.de。

提案番号03/23/51の完全な呼び出しは、ここからダウンロードできます。

出所) 民間緊急備蓄の入札情報 (BLE) <[https://www.ble.de/DE/Themen/Landwirtschaft/Kritische-Infrastruktur/Notfallreserve/Zivile-Notfallreserve/zivile-notfallreserve_node.html?jsessionid=90F7F30FBFA1F572CA307060B75A1FF4.2_cid325\(%E6%9C%80%E7%B5%82%E3%82%A2%E3%82%AF%E3%82%BB%E3%82%B9%E6%97%A5%E3%81%AF\)](https://www.ble.de/DE/Themen/Landwirtschaft/Kritische-Infrastruktur/Notfallreserve/Zivile-Notfallreserve/zivile-notfallreserve_node.html?jsessionid=90F7F30FBFA1F572CA307060B75A1FF4.2_cid325(%E6%9C%80%E7%B5%82%E3%82%A2%E3%82%AF%E3%82%BB%E3%82%B9%E6%97%A5%E3%81%AF))>

応募・審査書類一覧

提案番号03/23/51の完全な呼び出しは、ここからダウンロードできます。

📄 03年23月51日の米と豆類の貯蔵に関する契約の授与に関する番号9/2023/74での入札への招待(doc、< KB、バリアフリーではありません)

📄 応募条件(ドキュメント、102KB、バリアフリー不可)

- 📄 付録1:倉庫アンケート(ドキュメント、184KB、バリアフリーではありません)
- 📄 付録2:サービスの説明(ドキュメント、104KB、)
- 📄 付録3:破産手続に関する自己申告(doc、42KB、)
- 📄 付録4:最低賃金法(MiLoG)に関する自己宣言(ドキュメント、42KB、)
- 📄 付録5:赴任労働者法(AEntG)に関する自己申告(ドキュメント、42KB、)
- 📄 付録6:害虫駆除に関する自己宣言(ドキュメント、42KB、)
- 📄 付録7:クレジットノート手順に関する宣言(ドキュメント、42KB、)
- 📄 付録8:契約の一般条件(ドキュメント、78 KB、)
- 📄 付録9:正式な義務(ドキュメント、30KB、バリアフリー)
- 📄 付録10:在庫(ドキュメント、68 KB、バリアフリー)
- 📄 付録11:倉庫レポート(ドキュメント、100KB、)
- 📄 付録12:危険と対策の文書化(ドキュメント、100KB、)
- 📄 付録13:第5k条の自己申告(docx、45KB、バリアフリー)

契約の締結および倉庫を占有するための要件に関する詳細は、以下のリンクからダウンロードできます。

フォーム

次の書き込み可能な形式を使用できます。

温度表 - 概要 (doc, 152 KB, バリアフリーではない) 連邦準備制度の温度表 (シート 1) - 個々の測定点 (doc, 276 KB, バリアフリーではない) 連邦準備制度の温度表 (フォローアップシート) - 個々の測定点 (doc, 296 KB, バリアフリーではない) 市民緊急準備金の温度表 (シート 1) - 個々の測定点 (doc, 258 KB, バリアフリーではない)

📄

📄 市民緊急準備金の温度表(フォローアップシート)-個々の測定ポイント(ドキュメント、290 KB、バリアフリーではありません)

📄 国家備蓄に関する在庫報告 (ドキュメント、100 KB、バリアフリーではありません)

📄 倉庫アンケート - 連邦準備制度 - (docx, 46 KB, バリアフリーではありません)

📄 保管アンケート-民間緊急準備金 (PDF, 369 KB, バリアフリーではありません)

📄 Partietafel Zivile Notfallreserve (docx, 39 KB, バリアフリーではない)

📄 Partietafel Bundesreserve (docx, 39 KB, バリアフリーではありません)

📄 所有権シールド BLE (ドキュメント、124 KB、バリアフリーではありません)

📄 在庫通知 (ドキュメント、68 KB、バリアフリー)

📄 在庫レポート - コンデンスミルク (ドキュメント、88 KB、バリアフリーではありません)

📄 ストレージ通知 (ドキュメント、102 KB、バリアフリー)

📄 ページング通知 (ドキュメント、78 KB、バリアフリー)

📄 削除通知の補遺 (ドキュメント、90 KB、バリアフリー)

📄 取得通知への添付ファイル (ドキュメント、90 KB、バリアフリー)

📄 保管通知 - コンデンスミルク (ドキュメント、88 KB、バリアフリーではありません)

📄 削除通知 - コンデンスミルク (ドキュメント、73 KB、バリアフリーではありません)

📄 加工プロトコル (ドキュメント、70 KB、バリアフリー)

📄 表示の編集 (ドキュメント、53 KB、バリアフリー)



【参考】民間緊急備蓄はBLEによって制限付き入札という形で不定期で実施される。また、民間備蓄においても情報提供の義務は発生する

概要

- ▶ 入札方法：予めEメールでBLEに対し申請を実施した後に書面で既定のフォームに記載の上送付（電子メール・FAX等不可）
- ▶ 備蓄期間の平均は約10年であるが、保管・保管期間・特定の保管数量および保管期間についての保証はできないとされている
※備蓄情報の正確な所在地等詳細については安全上の理由から機密となっている
- ▶ 契約解除は契約締結から5年後より可能となっている

例. 2023年3月9日付の調達における国家備蓄物品の保管に係る保管条件に関する契約約款(目次)

※仮訳

Bundesanstalt für
Landwirtschaft und Ernährung

2021年4月7日付国家備蓄物品の保管に係る保管条件に関する契約約款

§ 1 契約の主題

国家備蓄物品の保管に関する一般契約条件は以下に定められています。

この契約の締結により、倉庫管理者は、本契約および物品固有の規定に関する付録、ならびに付録を含む保管契約の契約書または入札書類に含まれる規定を遵守することを約束します。

倉庫の承認と本契約の締結により、BLE は保管義務を負いません。

倉庫管理者が BLE から商品（食品、動物飼料、その他の農産物）の保管（保管と取り出し、場合によっては移動も含む）を委託され、保管のためにそれらが引き渡される場合、倉庫管理者は次の事項に従うことを約束します。これらの保管条件は、入札書類および付録書に含まれる物品固有の規定および規則に関する付録とともに記載されています。この規定は、それぞれの商品が保管場所から取り出されるまで適用されます。

§ 2 キャンプの提供と条件

(1) BLE が使用する倉庫は、その構造と状態に関して安全かつ適切な倉庫保管を保証し、保管品を健全に保つためのすべての技術要件を満たさなければなりません。

特に、倉庫は乾燥しており、洪水、豪雨、高水から保護されている必要があります。

(2) 保管室及び外壁には、内外の湿度及び温度を測定するための温度計及び湿度計を適所に取り付けなければならない。

§ 1 契約の主題

§ 2 キャンプの提供と条件

§ 3 保管

§ 4 保管

§ 5 在庫管理

§ 6 在庫証明

§ 7 アウトソーシング/契約解除

§ 8 報酬

§ 9 セキュリティ権の除外

§ 10 情報提供と協力の義務

(1) 倉庫管理者は、BLE、連邦監査局、および連邦食糧農業省の代表者および従業員に対し、通常の営業時間および営業時間中、BLE が保管する商品、保管室および運営施設へのアクセスを許可する義務がある。

BLEが保管する物品に関連する限り、それらを検査し、在庫帳簿やその他のビジネス文書を検査し、すべての関連情報を提供することを許可する必要がある。

倉庫管理者は、前述の管理措置の実施の一環として協力する義務がある。特に、この目的のために人員と設備を利用できるようにしなければならない。自動記帳の場合は、要望に応じて必

要なデータを印刷する必要がある。倉庫管理者はこの費用を負担するものとする。

(2) 第 1 項に規定された義務は、BLE が保管する物品に対する BLE の権利を保護するために必要な場合に限り、BLE が保管していない物品にも適用される。

§ 11 第三者による検査とサンプリング

§ 12 責任規定

§ 13 倉庫管理者による契約違反

§ 14 契約上の違約金

§ 15 利息

§ 16 マコンステン

§ 17 時効

§ 18 法的根拠、書面形式

§ 19 権利と義務の譲渡

§ 20 出版物の禁止

§ 21 機密保持

§ 22 可分性条項

§ 23 管轄区域

- 入札は公共調達条例（Vergabeverordnung-VgV）及びその下位法令である閾値以下の調達規制（Unterschwelvenvergabeordnung-UVgO）に基づいて実施される
- 備蓄放出の基準は契約上は明記されていない（州の要請で連邦政府が承認）

目次

1. 事業実施概要

2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査

2-1. スイス

2-2. ドイツ

2-3. 英国

2-4. フランス

2-5. EU

2-6. (参考) 北欧諸国

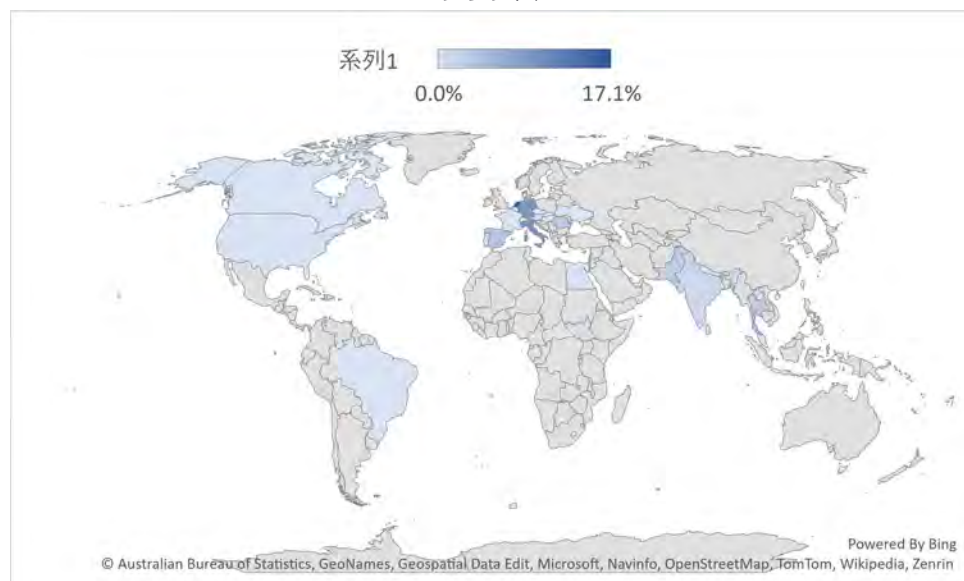
3. 食料・生産資材の輸入及び備蓄に関する調査

3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果

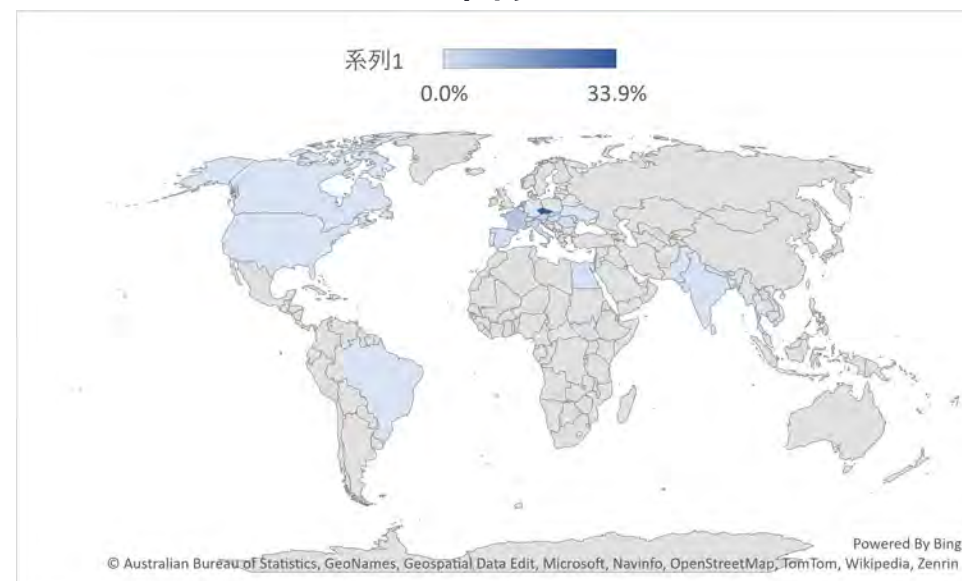
3-2. 各国の主要品目（食料・生産資材）の輸入に関する調査

調査対象の4か国について、輸入量の国別割合の概況をヒートマップ^①に示した 【品目：主要穀物】

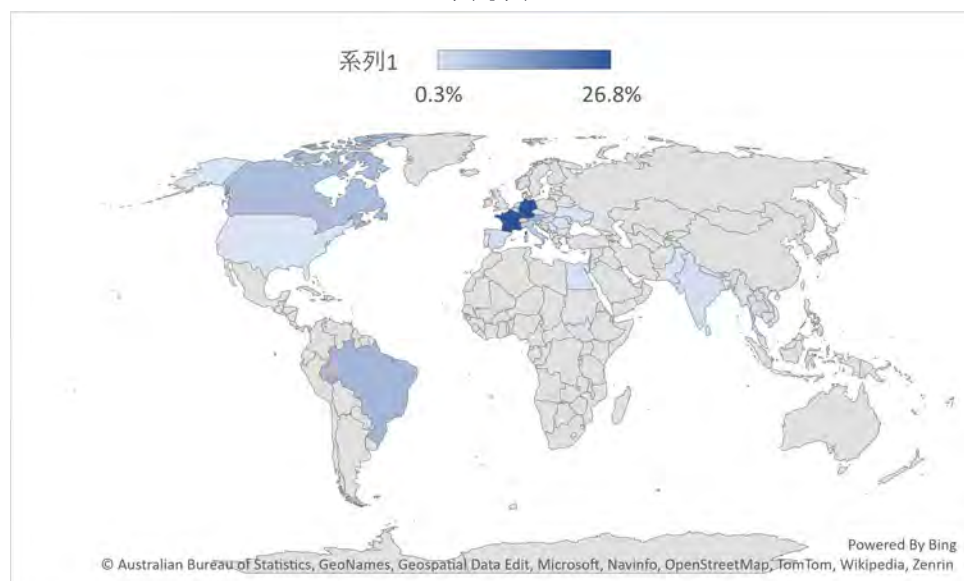
フランス



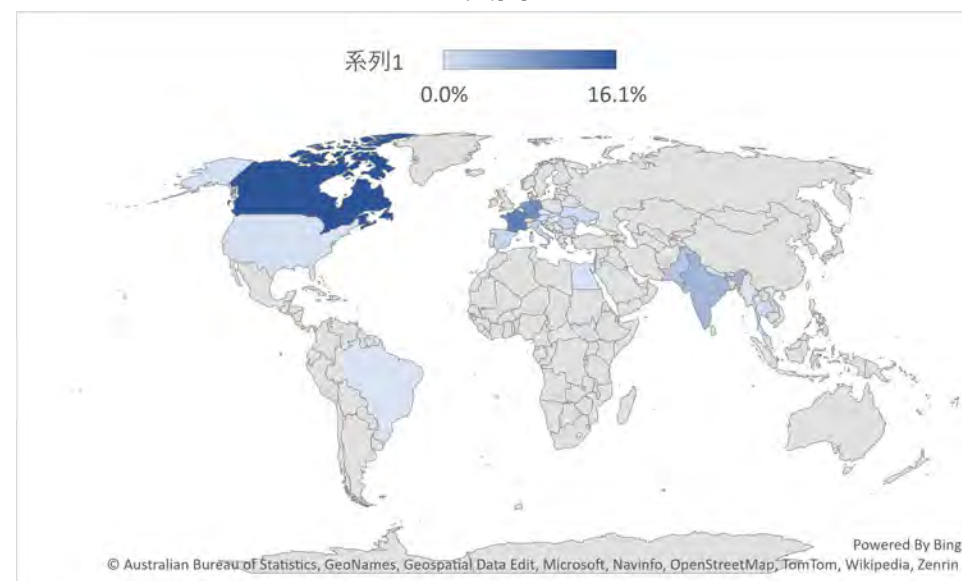
ドイツ



スイス

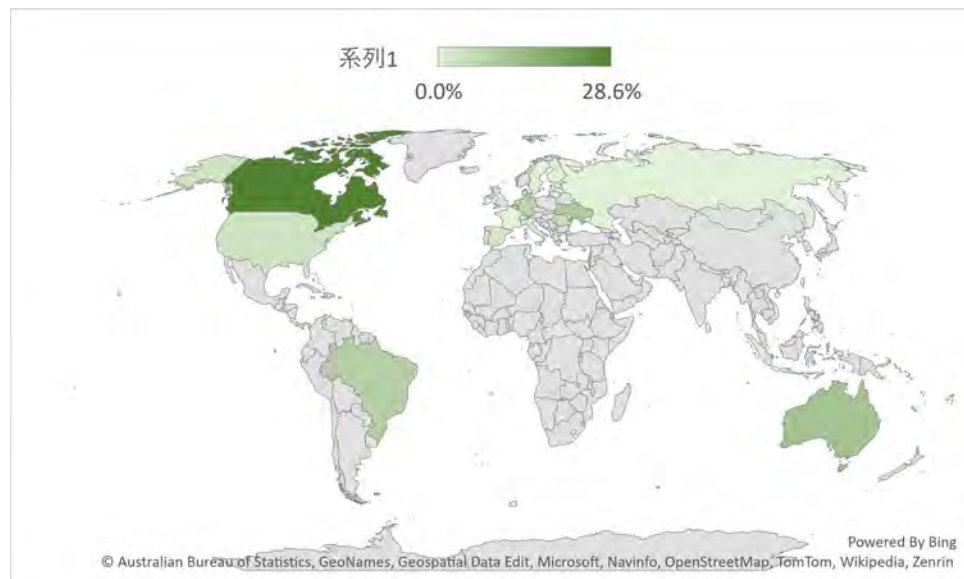


英国

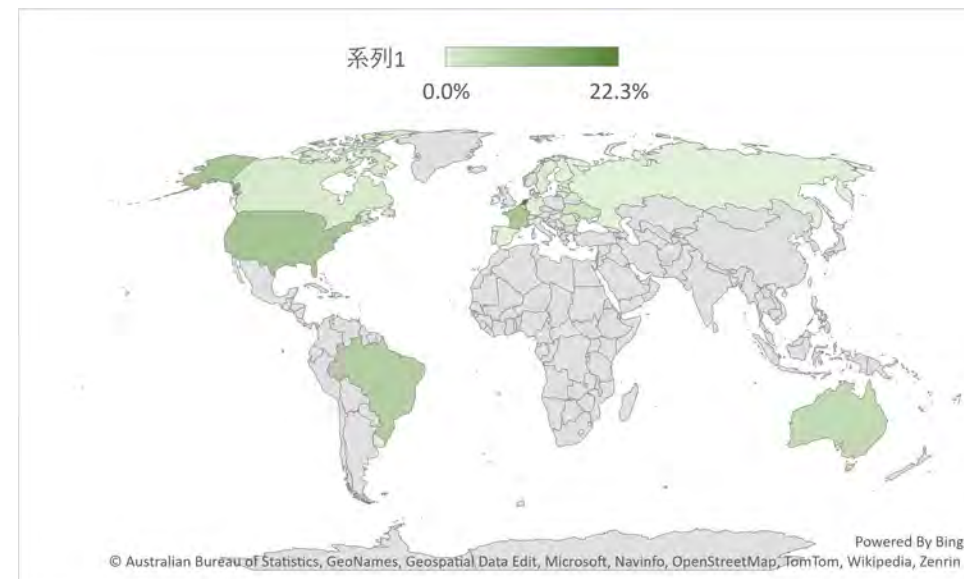


調査対象の4か国について、輸入量の国別割合の概況をヒートマップ^①に示した 【品目：油糧作物・植物油】

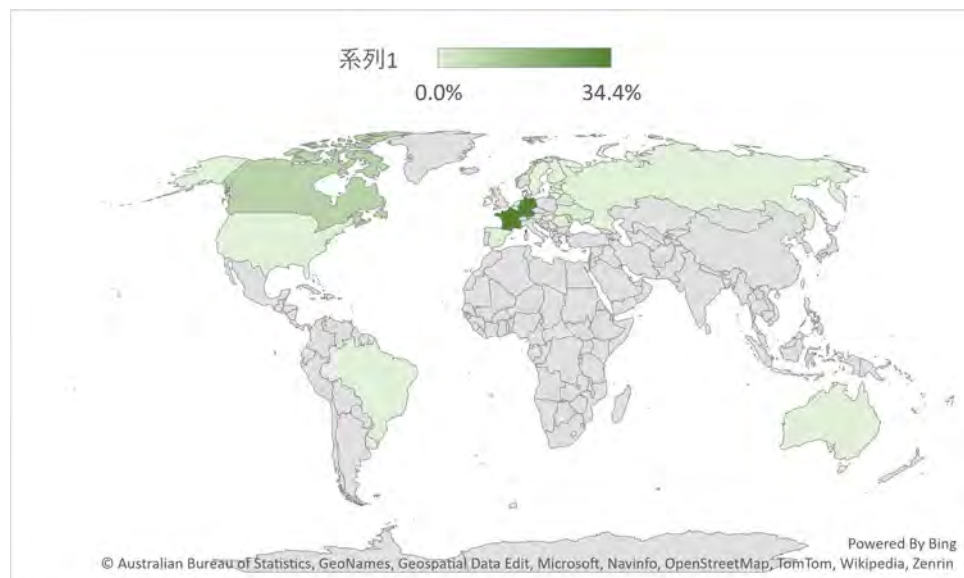
フランス



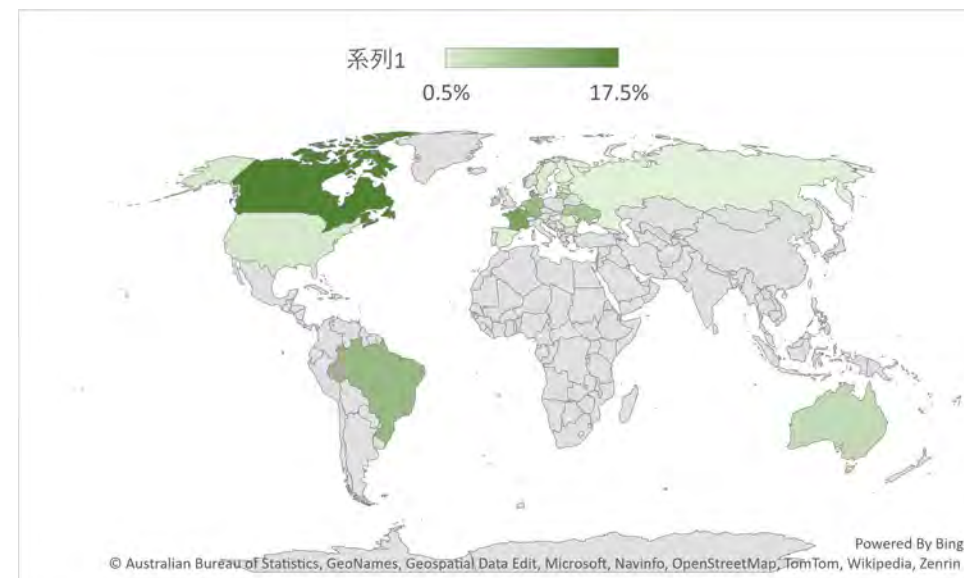
ドイツ



スイス

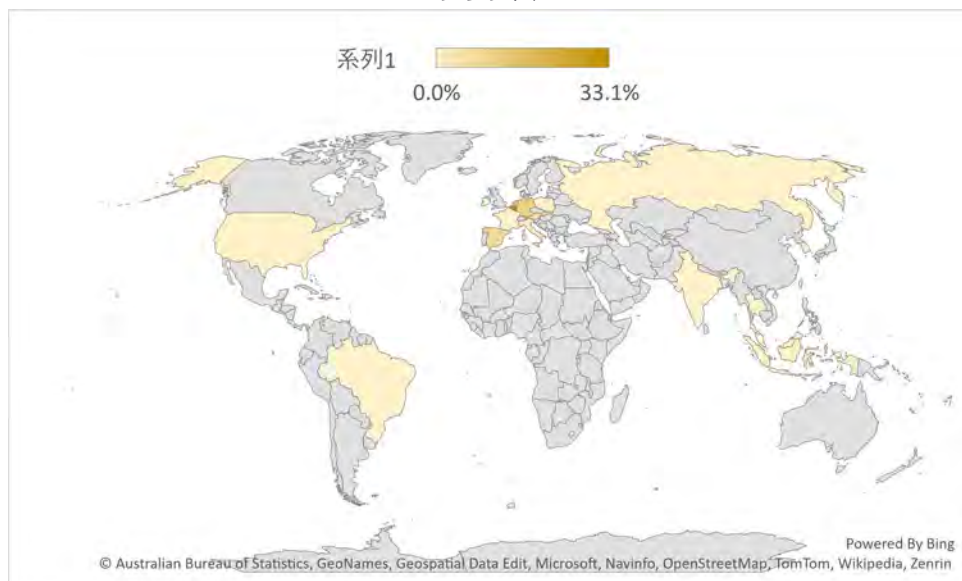


英国

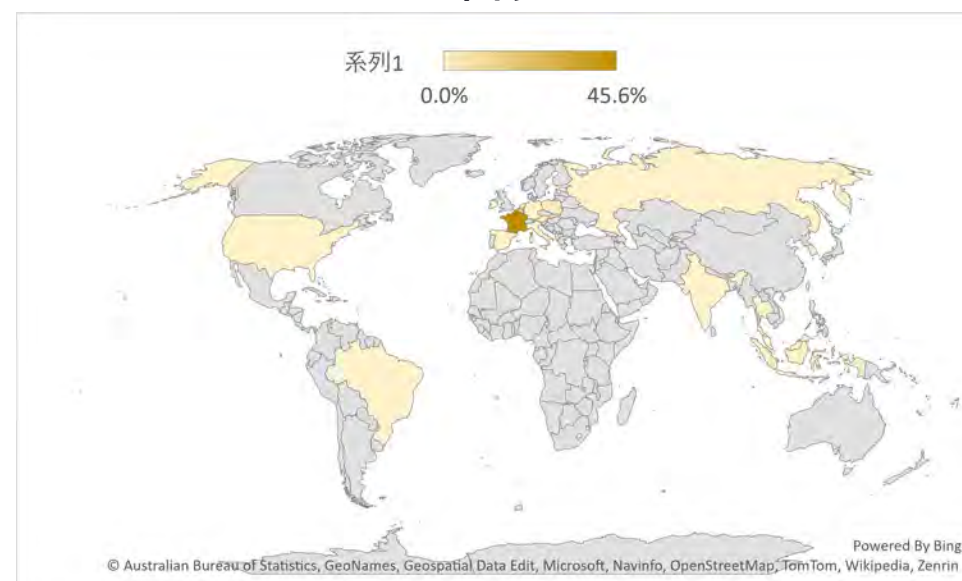


調査対象の4か国について、輸入量の国別割合の概況をヒートマップ^①に示した 【品目：砂糖】

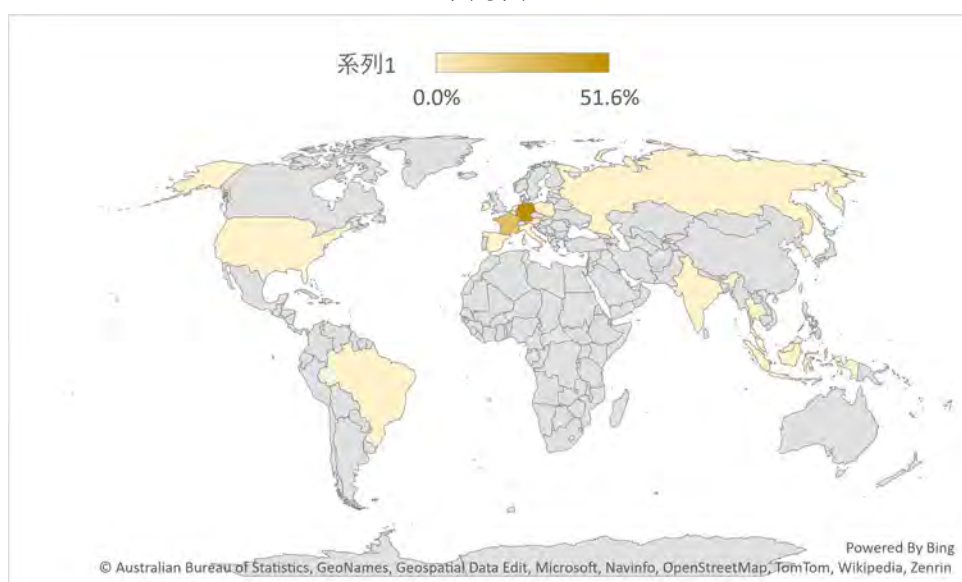
フランス



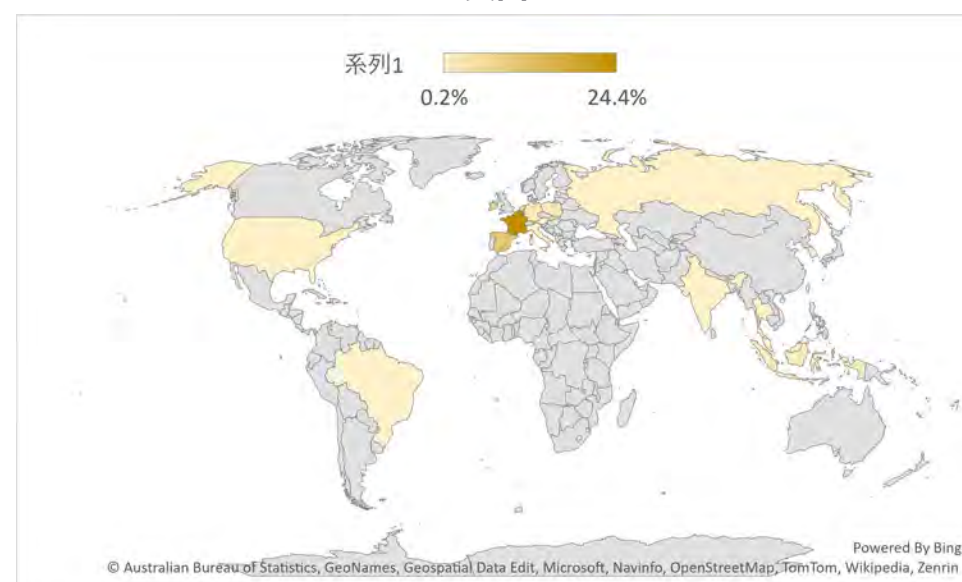
ドイツ



スイス

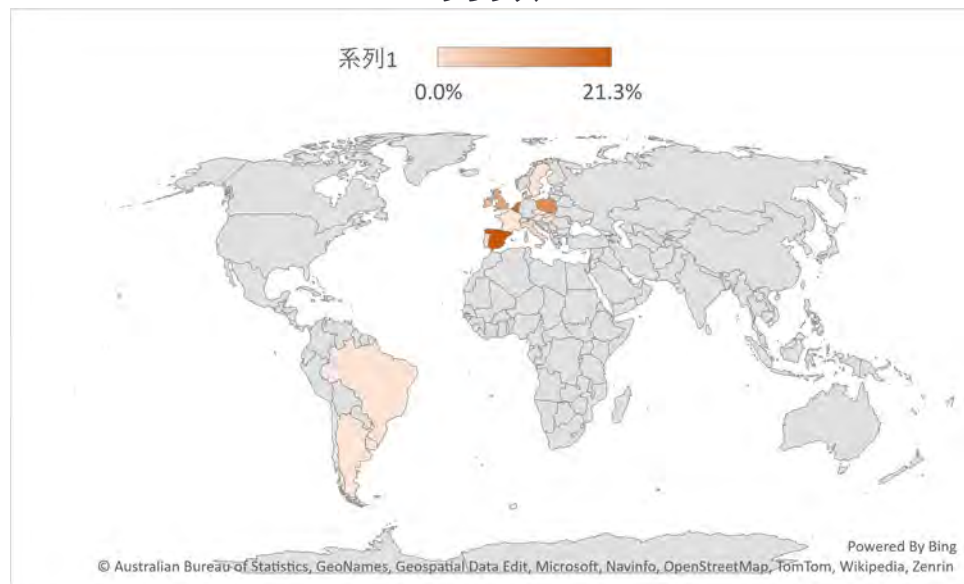


英国

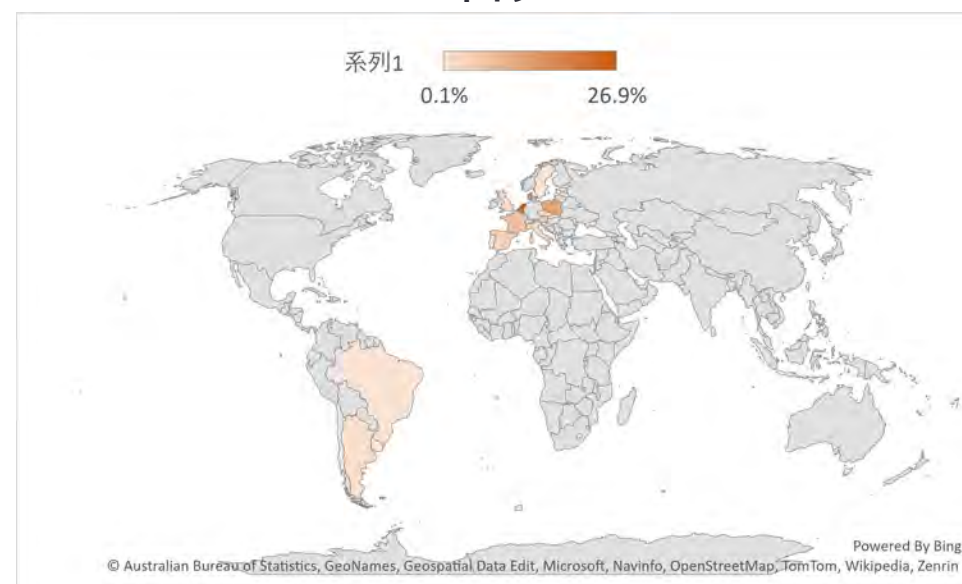


調査対象の4か国について、輸入量の国別割合の概況をヒートマップ^①に示した 【品目：食肉】

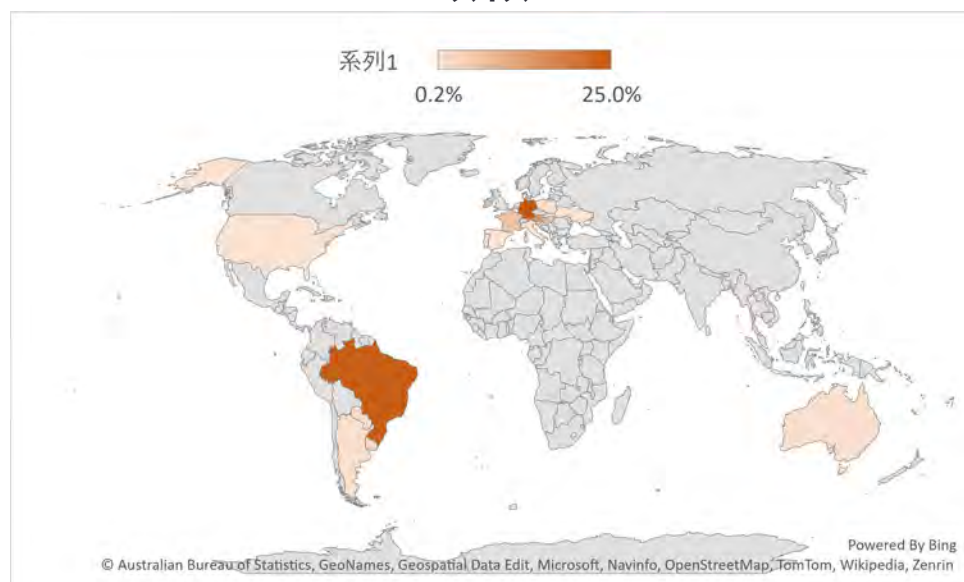
フランス



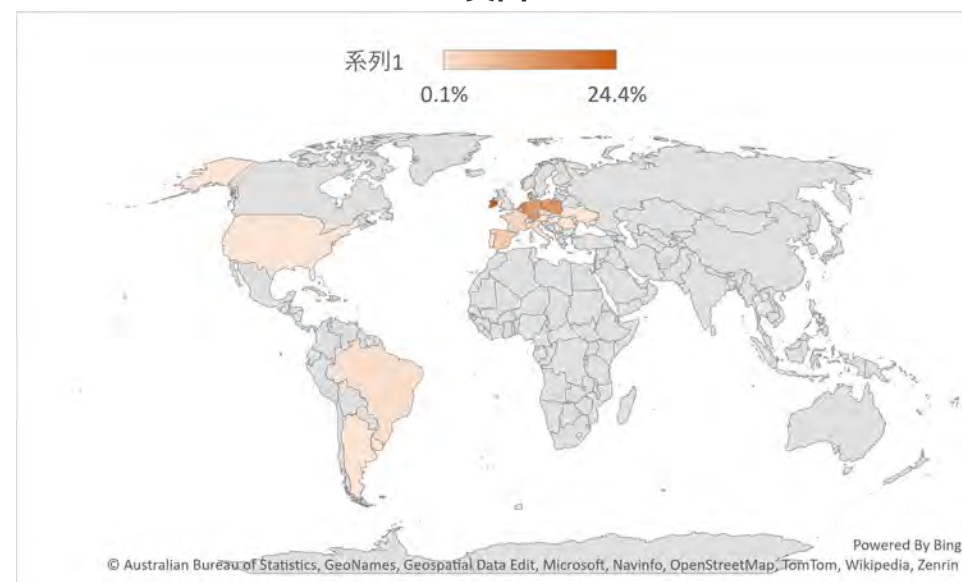
ドイツ



スイス



英国



FAOSTATデータを活用し、各調査対象国の主要品目の品目別自給率を整理した

※自給率が70%未満の品目については、国別の輸入量・輸入割合を次頁以降に示した

項目			英国	フランス	ドイツ	スイス
自給率 (2022年時点のカロリーベース)			54%	117%	84%	49%
品目別 自給率	食肉	牛肉	79.2%	88.9%	87.3%	80.0%
		豚肉	66.0%	99.2%	134.6%	93.3%
		鶏肉	85.8%	82.6%	82.7%	72.1%
		羊肉・山羊肉	110.4%	54.4%	47.6%	50.0%
		その他の肉	11.0%	67.6%	2.8%	33.3%
	穀物・油糧 作物等	ジャガイモ及びジャガイモ製品	89.6%	104.5%	131.1%	92.3%
		サツマイモ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		コメ及びコメ製品	0.0%	8.1%	0.0%	0.0%
		大豆	0.0%	53.6%	2.1%	31.3%
		ヒマワリの種	0.0%	88.8%	12.3%	66.7%
		小麦及び小麦製品	109.6%	699.6%	142.6%	47.4%
		ゴマ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	食用油・ 砂糖等	ナタネ及びカラシナ	77.8%	87.4%	37.8%	89.8%
		ナタネ・マスタード油	98.3%	120.7%	127.1%	66.7%
		大豆油	46.5%	86.4%	114.4%	30.0%
		ヒマワリ油	0.0%	131.5%	20.5%	14.8%
		落花生油	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%
		パーム核油	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		パーム油	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		ココナッツ油	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		ゴマ油	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		オリーブ油	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%
		トウモロコシ胚芽油	118.5%	118.2%	90.0%	100.0%
		魚油	47.2%	37.1%	149.0%	0.0%
		魚肝油	103.4%	0.0%	153.8%	0.0%
		砂糖（粗糖）	55.0%	439.3%	122.0%	85.1%
		サトウキビ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		テンサイ	94.5%	100.2%	99.8%	65.9%

凡例

- ：自給率が50%以上～70%未満
- ：自給率が30%以上～50%未満
- ：自給率が30%未満

※品目名は仮訳

➡表中で品目別自給率が70%未満の品目について、次頁以降に輸入統計の分析を実施した。

※なお、「魚油」及び「魚肝油」については統計データが存在しないため省略している

出所) FAOSTATよりEY作成

※カロリーベース自給率は農林水産省 <https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/013.html>



【スイス】調査対象品目について、2022年の輸入額総計、主要輸入対象国及び全体輸入額に占める割合を分析・整理した。また、対EU域内依存度についても整理を行った

：EU加盟国

主要品目名		品目別自給率 (重量ベース)	関連品目名 (FAOSTAT区分)	輸入対象国 (第1位)		輸入対象国 (第2位)		輸入対象国 (第3位)		輸入対象国 (第4位)		輸入対象国 (第5位)		【参考】 対EU域内依存度
				国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	
食肉	羊肉・山羊肉	50.00%	ヤギ肉（生または冷蔵	フランス	95.2%	ポルトガル	4.7%	ベルギー	0.0%	スペイン	0.0%	英国	0.0%	100.0%
			羊の肉（生または冷蔵	ニュージーランド	32.3%	アイルランド	24.7%	オーストラリア	18.3%	英国	14.7%	フランス	3.4%	33.7%
	その他の肉	33.30%	その他の食肉および食用くす肉（塩漬、塩水漬、乾燥または熏製）；食用粉類および食肉または食用くす肉	オランダ	35.7%	ドイツ	33.9%	フランス	14.3%	スウェーデン	10.5%	オーストリア	1.9%	99.9%
			その他の食肉（哺乳類を除く）、生鮮・冷蔵・冷凍のもの	オーストリア	28.4%	ドイツ	15.6%	スロベニア	14.4%	ニュージーランド	13.8%	オランダ	6.9%	82.2%
穀物／油糧作物等	サツマイモ	0.00%	サツマイモ	米国	41.9%	スペイン	30.3%	エジプト	16.6%	ポルトガル	2.9%	ホンジュラス	1.9%	36.0%
	コメ及びコメ製品	0.00%	コメ	イタリア	57.1%	インド	15.0%	ドイツ	14.6%	タイ	3.9%	ポルトガル	3.3%	81.1%
			玄米	イタリア	74.8%	タイ	11.2%	インド	7.3%	ウルグアイ	2.5%	ギリシャ	1.8%	77.6%
			米粉	ドイツ	80.0%	イタリア	13.2%	英国	1.4%	ポーランド	1.3%	スペイン	1.3%	97.1%
	大豆	31.30%	大豆	フランス	62.6%	オーストリア	16.6%	ベルギー	5.5%	ウクライナ	4.7%	イタリア	3.0%	91.2%
	ヒマワリの種	66.70%	ヒマワリの種	ブルガリア	25.5%	オーストリア	21.2%	ドイツ	19.8%	フランス	14.5%	スロバキア	5.8%	92.8%
	小麦及び小麦製品	47.40%	小麦	フランス	37.8%	ドイツ	33.8%	カナダ	10.9%	オーストリア	9.3%	チェコ	2.8%	87.5%
	ゴマ	0.00%	ゴマ	インド	39.2%	ウガンダ	15.7%	ドイツ	12.5%	エジプト	7.3%	グアテマラ	6.0%	18.9%
食用油・砂糖等	ナタネ・マスタード油	66.70%		N/A										
	大豆油	30.00%	大豆油	イタリア	58.2%	セルビア	25.2%	ドイツ	7.8%	オーストリア	4.8%	モザンビーク	1.6%	71.5%
	ヒマワリ油	14.60%	ヒマワリ油、粗製	モザンビーク	21.7%	ハンガリー	19.3%	タンザニア	13.3%	ウガンダ	9.0%	ドイツ	8.5%	48.1%
	落花生油	25.00%	落花生油	セネガル	65.5%	スーダン	16.2%	アルゼンチン	14.8%	ドイツ	2.8%	イタリア	0.2%	3.4%
	パーム核油	0.00%	パーム核油	マレーシア	53.7%	ソロモン諸島	35.6%	ベルギー	4.3%	フィリピン	2.7%	オランダ	2.0%	6.7%
	パーム油	0.00%	パーム油	コートジボワール	28.6%	ソロモン諸島	27.3%	マレーシア	21.6%	カンボジア	6.3%	サントメ・プリンシペ	3.8%	6.5%
	ココナッツ油	0.00%	ココナッツ油	ソロモン諸島	61.4%	コートジボワール	18.6%	モザンビーク	5.8%	イタリア	4.1%	ドイツ	2.9%	7.8%
	ゴマ油	0.00%	ゴマ油	ドイツ	33.2%	メキシコ	21.2%	中国	11.4%	インド	8.8%	台湾	8.3%	41.4%
	オリーブ油	0.00%	オリーブ油	イタリア	49.3%	スペイン	29.3%	ギリシャ	10.0%	ポルトガル	3.7%	チュニジア	3.2%	96.3%
	油糧作物油	40.20%		N/A										
	サトウキビ	0.00%	サトウキビ	モロッコ	42.7%	スペイン	36.8%	イタリア	12.2%	レバノン	2.7%	ポルトガル	2.1%	52.2%
	テンサイ	65.90%	テンサイ	ドイツ	99.4%	チェコ	0.5%	フランス	0.0%	N/A		N/A		100.0%



【ドイツ】調査対象品目について、2022年の輸入額総計、主要輸入対象国及び全体輸入額に占める割合を分析・整理した。また、対EU域内依存度についても整理を行った

：EU加盟国

主要品目名		品目別自給率 (重量ベース)	関連品目名 (FAOSTAT区分)	輸入対象国 (第1位)		輸入対象国 (第2位)		輸入対象国 (第3位)		輸入対象国 (第4位)		輸入対象国 (第5位)		【参考】 対EU域内依存度
				国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	
食肉	羊肉・山羊肉	2.80%	ヤギ肉（生または冷蔵	ギリシャ	42.5%	アイルランド	15.5%	ベルギー	14.2%	スペイン	13.4%	フランス	10.0%	99.9%
			羊の肉（生鮮または冷蔵	英国	33.1%	ニュージーランド	32.6%	オランダ	13.9%	アイルランド	13.1%	ベルギー	4.3%	33.0%
	その他の肉	47.60%	その他の食肉および食用くず肉（塩漬、塩水漬、乾燥または黒製）；食用粉類および食肉または食用くず肉	ブラジル	43.4%	オランダ	31.4%	タイ	18.8%	イタリア	1.8%	ベルギー	1.3%	37.6%
			その他の食肉（哺乳類を除く）、生鮮・冷蔵・冷凍のもの	オランダ	33.6%	ベルギー	21.5%	ロシア	21.5%	スウェーデン	8.8%	スペイン	5.1%	78.1%
穀物／油糧作物等	サツマイモ	0.00%	サツマイモ	オランダ	61.4%	スペイン	15.9%	中国（本土）	9.5%	米国	3.5%	英国	2.8%	82.6%
	コメ及びコメ製品	0.00%	コメ	イタリア	74.4%	オランダ	14.8%	ハンガリー	2.3%	デンマーク	1.6%	オーストリア	1.5%	99.9%
			玄米	オランダ	39.7%	イタリア	23.9%	ベルギー	11.9%	ウルグアイ	8.9%	インド	3.2%	82.0%
			米粉	オランダ	54.9%	ベルギー	16.8%	イタリア	15.6%	ポーランド	3.0%	フランス	2.8%	95.4%
	大豆	2.10%	大豆	米国	34.5%	オランダ	30.6%	ブラジル	22.2%	カナダ	3.2%	オーストリア	2.3%	38.0%
	ヒマワリの種	12.30%	ヒマワリの種	ハンガリー	24.7%	ブルガリア	21.6%	オランダ	12.2%	フランス	10.4%	ルーマニア	5.9%	93.4%
	ゴマ	0.00%	ゴマ	インド	26.4%	オランダ	14.2%	ナイジェリア	11.0%	中国本土	8.3%	ウガンダ	6.7%	23.0%
食用油・砂糖等	ナタネ及びカラシナ	37.80%	ナタネまたはコルザ種	オランダ	28.1%	フランス	13.2%	ハンガリー	8.7%	カナダ	7.9%	ベルギー	7.1%	78.9%
			カラシナ	ロシア	40.5%	ウクライナ	21.3%	ポーランド	8.8%	チェコ	5.8%	ハンガリー	5.1%	33.8%
	ヒマワリ油	20.50%	ヒマワリ油、粗製	オランダ	57.1%	ハンガリー	25.8%	オーストリア	3.1%	ベルギー	3.0%	ウクライナ	3.0%	96.4%
	落花生油	0.00%	落花生油	ベルギー	28.6%	米国	25.9%	フランス	15.1%	イタリア	11.5%	オランダ	11.2%	71.5%
	パーム核油	0.00%	パーム核油	マレーシア	46.6%	インドネシア	37.3%	オランダ	8.4%	ホンジュラス	2.7%	シンガポール	1.7%	9.0%
	パーム油	0.00%	パーム油	オランダ	46.1%	マレーシア	16.8%	インドネシア	9.0%	イタリア	8.4%	バプアニューギニア	5.1%	57.7%
	ココナッツ油	0.00%	ココナッツ油	オランダ	44.0%	フィリピン	25.3%	インドネシア	22.3%	スリランカ	2.8%	スイス	2.3%	45.7%
	ゴマ油	0.00%	ゴマ油	メキシコ	30.8%	オランダ	21.6%	英国	8.3%	フランス	7.5%	台湾	5.2%	41.5%
	オリーブ油	0.00%	オリーブ油	イタリア	56.2%	スペイン	21.8%	ギリシャ	14.0%	フランス	4.1%	オーストリア	1.0%	98.7%
	油糧作物油	40.70%	N/A											
	サトウキビ	0.00%	サトウキビ	エジプト	45.1%	ウガンダ	33.2%	パキスタン	9.9%	オランダ	9.2%	スリランカ	1.0%	9.6%

出所）FAOSTATよりEY作成

【英国】調査対象品目について、2022年の輸入額総計、主要輸入対象国及び全体輸入額に占める割合を分析・整理した。また、対EU域内依存度についても整理を行った

：EU加盟国

主要品目名		品目別自給率 (重量ベース)	関連品目名 (FAOSTAT区分)	輸入対象国 (第1位)		輸入対象国 (第2位)		輸入対象国 (第3位)		輸入対象国 (第4位)		輸入対象国 (第5位)		【参考】 対EU域内依存度
				国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	
食肉	豚肉	66.0%	骨なし豚肉（生または冷蔵	ドイツ	36.2%	デンマーク	21.4%	オランダ	10.3%	スペイン	10.1%	アイルランド	5.6%	99.6%
			骨つき豚肉（生または冷蔵	デンマーク	41.0%	ドイツ	16.0%	アイルランド	11.9%	ベルギー	7.6%	オランダ	5.8%	100.0%
			豚肉加工品	ポーランド	28.7%	アイルランド	25.6%	ドイツ	15.1%	デンマーク	11.5%	スペイン	4.7%	100.0%
			豚肉、カット、塩漬け、乾燥、 燻製（ベーコン及びハム）	オランダ	49.9%	デンマーク	28.7%	ドイツ	8.3%	アイルランド	5.7%	イタリア	3.7%	100.0%
穀物／油糧作物等	サツマイモ	0.0%	サツマイモ	米国	48.9%	エジプト	17.9%	中国本土	12.7%	オランダ	8.1%	スペイン	3.6%	12.7%
	コメ及びコメ製品	0.0%	コメ	イタリア	55.1%	ギリシャ	36.8%	フランス	3.5%	ドイツ	1.8%	アイルランド	0.9%	99.7%
			玄米	インド	33.7%	パキスタン	30.3%	ウルグアイ	9.3%	タイ	7.5%	米国	5.7%	7.2%
			米粉	オランダ	48.5%	ベルギー	17.5%	フランス	8.7%	イタリア	4.8%	インド	3.6%	87.8%
	大豆	31.3%	大豆	ブラジル	47.4%	カナダ	32.9%	米国	15.1%	ベルギー	1.5%	アイルランド	1.3%	3.9%
	ヒマワリの種	66.7%	ヒマワリの種	ブルガリア	39.6%	ロシア	31.0%	フランス	17.4%	オーストリア	2.9%	トルコ	2.7%	63.0%
食用油・砂糖等	ゴマ	0.0%	ゴマ	インド	57.5%	グアテマラ	13.9%	ニカラグア	6.0%	メキシコ	3.8%	中国本土	3.2%	7.0%
	大豆油	30.0%	大豆油	オランダ	69.3%	フランス	11.7%	ノルウェー	5.0%	ロシア	4.7%	スペイン	2.9%	90.0%
	ヒマワリ油	14.6%	ヒマワリ油、粗製	ウクライナ	29.3%	フランス	28.0%	オランダ	23.3%	スペイン	7.0%	ベルギー	5.6%	70.2%
	落花生油	25.0%	落花生油	ベルギー	62.3%	オランダ	17.0%	フランス	13.3%	イタリア	3.7%	ドイツ	2.4%	98.7%
	パーム核油	0.0%	パーム核油	オランダ	31.2%	インドネシア	28.2%	マレーシア	26.2%	ホンジュラス	9.9%	アイルランド	1.6%	35.4%
	パーム油	0.0%	パーム油	バプアニューギニア	29.8%	オランダ	29.2%	インドネシア	18.0%	マレーシア	13.3%	ソロモン諸島	4.1%	32.8%
	ココナッツ油	0.0%	ココナッツ油	オランダ	77.3%	フィリピン	7.4%	フランス	4.3%	スリランカ	4.3%	タイ	1.9%	85.4%
	ゴマ油	0.0%	ゴマ油	メキシコ	41.6%	インド	12.1%	中国	8.9%	シンガポール	5.6%	ポーランド	5.4%	16.9%
	オリーブ油	0.0%	オリーブ油	イタリア	64.3%	イタリア	25.4%	ベルギー	2.9%	ギリシャ	2.6%	ドイツ	1.4%	99.6%
	油糧作物油	40.2%	N/A											
	砂糖（粗糖）	55.0%	生のサトウキビまたはテンサイ糖 （糖蜜成分を分離したもの）	ブラジル	17.5%	フィジー	17.1%	エスワティニ	16.1%	フランス	14.8%	南アフリカ	13.7%	15.4%
	サトウキビ	0.0%	サトウキビ	ウガンダ	42.8%	エジプト	15.4%	中国本土	11.8%	ジャマイカ	8.8%	オランダ	6.5%	6.7%



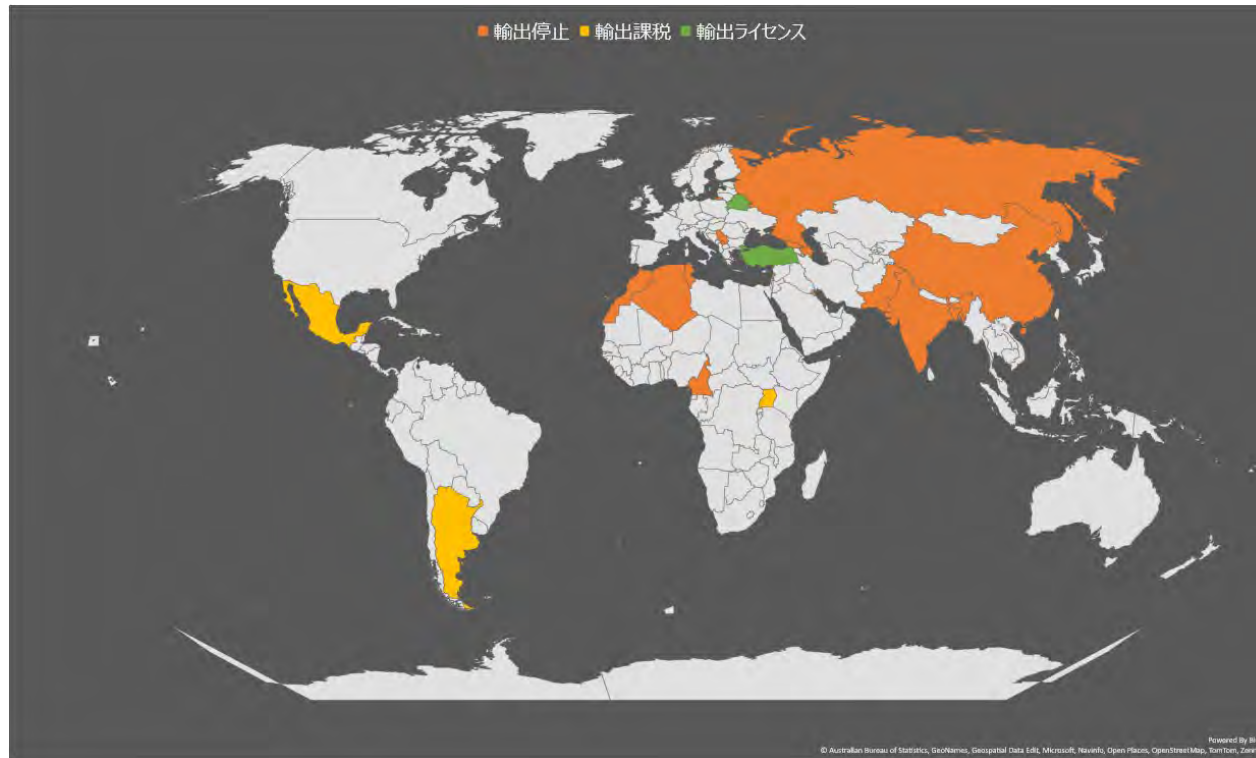
【フランス】調査対象品目について、2022年の輸入額総計、主要輸入対象国及び全体輸入額に占める割合を分析・整理した。また、対EU域内依存度についても整理を行った

：EU加盟国

主要品目名		品目別自給率 (重量パー ス)	関連品目名 (FAOSTAT区分)	輸入対象国 (第1位)		輸入対象国 (第2位)		輸入対象国 (第3位)		輸入対象国 (第4位)		輸入対象国 (第5位)		【参考】 対EU域内依存度
				国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	国名	輸入量比率	
食肉	羊肉・山羊肉	54.40%	ヤギ肉（生または冷蔵	スペイン	54.9%	アイルランド	16.9%	オランダ	10.6%	ニュージーランド	8.0%	英国	3.6%	86.4%
			羊の肉（生または冷蔵	英国	42.0%	アイルランド	23.0%	スペイン	13.6%	オランダ	5.9%	ニュージーランド	5.7%	49.7%
	その他の肉	67.60%	その他の食肉および食用くす肉（塩漬 け、塩水漬け、乾燥または薫製）；食用 粉類および食肉または食用くす肉 その他の食肉（哺乳類を除く）、 生鮮・冷蔵・冷凍のもの	スペイン	46.1%	イタリア	26.5%	オランダ	18.5%	英国	4.9%	ベルギー	0.9%	94.3%
				ベルギー	69.6%	インドネシア	22.3%	ベトナム	3.8%	イタリア	1.5%	トルコ	1.5%	72.1%
穀物／油糧作物等	サツマイモ	0.00%	サツマイモ	スペイン	35.5%	オランダ	20.9%	ベルギー	16.5%	ポルトガル	12.0%	エジプト	4.1%	86.1%
	コメ及びコメ製 品	8.10%	コメ	ガイアナ	78.5%	イタリア	10.0%	スペイン	5.4%	ドイツ	3.4%	ポルトガル	1.2%	16.8%
			玄米	パキスタン	29.5%	インド	13.4%	ウルグアイ	10.8%	イタリア	8.6%	ベルギー	7.1%	17.7%
			米粉	オランダ	36.1%	ベルギー	21.4%	イタリア	18.0%	タイ	11.1%	ポルトガル	8.6%	85.6%
	大豆	53.60%	大豆	ブラジル	44.6%	米国	30.3%	カナダ	6.9%	トーゴ	4.8%	ウクライナ	3.8%	5.1%
	ゴマ	0.00%	ゴマ	インド	29.2%	オランダ	26.7%	マリ	13.2%	ベルギー	7.1%	英国	5.2%	37.0%
食用油・砂糖等	落花生油	0.00%	落花生油	アルゼンチン	75.1%	ベルギー	17.3%	英国	3.9%	スペイン	1.9%	イタリア	1.5%	20.7%
	パーム核油	0.00%	パーム核油	オランダ	80.5%	ドイツ	17.2%	マレーシア	1.4%	ベルギー	0.4%	スペイン	0.2%	81.3%
	パーム油	0.00%	パーム油	インドネシア	45.5%	オランダ	22.1%	マレーシア	10.6%	スペイン	5.2%	ドイツ	5.0%	35.6%
	ココナッツ油	0.00%	ココナッツ油	オランダ	29.9%	フィリピン	27.9%	スペイン	16.2%	フランス領ポリネシ ア	11.1%	インドネシア	9.1%	48.7%
	ゴマ油	0.00%	ゴマ油	オランダ	22.0%	メキシコ	18.9%	ブルギナファソ	15.8%	インド	11.5%	英国	7.8%	23.8%
	オリーブ油	4.30%	オリーブ油	スペイン	65.2%	イタリア	24.2%	チュニジア	4.9%	ポルトガル	1.8%	ベルギー	1.1%	93.8%
	油糧作物油	20.90%		N/A										
	サトウキビ	0.00%	サトウキビ	スペイン	40.7%	ベトナム	20.4%	オランダ	12.8%	インド	6.5%	エジプト	4.6%	53.6%

出所）FAOSTATよりEY作成

各国における主要食品輸出規制（輸出停止／輸出課税／輸出ライセンスの3区分）について、最新状況を下図の通りヒートマップに整理した



出所) 世界銀行データベースよりEY作成

<<https://thedocs.worldbank.org/en/doc/40ebbf38f5a6b68bfc11e5273e1405d4-0090012022/related/Food-Security-Update-LXXXVII-June-15-2023.pdf>>

規制管轄国	規制手段	規制対象商品	規制施行公表日	規制終了予想日
アフガニスタン	輸出停止	小麦	5/20/2022	12/31/2023
アルジェリア	輸出停止	砂糖、パスタ、油、セモリナ、すべての小麦由来原料	3/13/2022	12/31/2023
アルゼンチン	輸出課税	大豆油、大豆粕	3/19/2022	12/31/2023
アゼルバイジャン	輸出停止	タマネギ	2/3/2023	12/31/2023
バングラデシュ	輸出停止	米	6/29/2022	12/31/2023
ブルギナファソ	輸出停止	キビ、トウモロコシ、ソルガムきび粉	2/28/2022	12/31/2023
ベラルーシ	輸出ライセンス	小麦、ライ麦、大麦、オート麦、トウモロコシ、そば、キビ、ライ小麦、菜種粕	4/13/2022	12/31/2023
カメルーン	輸出停止	穀類、植物油	12/27/2021	12/31/2023
中国	輸出停止	コーンスターチ	10/2/2022	12/31/2023
ジョージア	輸出停止	小麦、大麦	7/4/2022	7/01/2023
インド	輸出停止	砕け米	9/8/2022	12/31/2023
インド	輸出停止	小麦	5/13/2022	12/31/2023
インド	輸出停止	砂糖	6/1/2022	10/31/2023
インド	輸出ライセンス	小麦粉および関連製品	7/6/2022	12/31/2023
インド	輸出停止	小麦粉、セモリナ、マイダ	8/25/2022	12/31/2023
インド	輸出課税	粗穀付き米（粳米または荒米）、粗穀付き米（玄米）、半精米または全精米（パーボイルド・ライスおよびバスマティライスを除く）。	9/9/2022	12/31/2023
コソボ	輸出停止	小麦、コーン、小麦粉、植物油、塩、砂糖。	4/15/2022	12/31/2023
クウェート	輸出停止	穀物、植物油、鶏肉	3/20/2022	12/31/2023
レバノン	輸出停止	果物・野菜加工品、製粉穀物製品、砂糖、パン	3/18/2022	12/31/2023
メキシコ	輸出課税	トウモロコシ	1/16/2023	6/30/2023
モロッコ	輸出停止	トマト、タマネギ、ジャガイモ	2/8/2023	12/31/2023
パキスタン	輸出停止	砂糖	4/15/2022	12/31/2023
ロシア	輸出停止	米、米麦	6/30/2022	12/31/2023
ロシア	輸出課税	大豆	4/14/2022	8/31/2024
ロシア	輸出課税	ヒマワリ油、ヒマワリ粕	4/15/2022	12/31/2023
ロシア	輸出課税	小麦、大麦、トウモロコシ	4/8/2022	12/31/2023
セルビア	輸出停止	とうもろこし粉、ひまわり油	3/10/2022	12/31/2023
チュニジア	輸出停止	果物と野菜	4/12/2022	12/31/2023
トルコ	輸出ライセンス	鶏肉、卵、野菜、果物	1/27/2022	12/31/2023
トルコ	輸出停止	食用油	3/9/2022	12/31/2023
トルコ	輸出停止	牛肉、羊肉、ヤギ肉	3/19/2022	12/31/2023
ウガンダ	輸出課税	トウモロコシ、米、大豆	6/2/2022	12/31/2023